

第83期 定時株主総会 招集ご通知

目次

- ◆ 議決権行使等についてのご案内 … 1
- ◆ 第83期定時株主総会招集ご通知 … 3
- ◆ 株主総会参考書類 …………… 6
- ◆ 招集ご通知添付書類 …………… 21
 - 事業報告 …………… 21
 - 連結計算書類 …………… 52
 - 計算書類 …………… 55
 - 監査報告書 …………… 58

日時

平成28年6月28日（火曜日）

開会 午前10時（開場 午前9時）

場所

東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
ホテルグランドパレス2階
ダイヤモンドルーム

（末尾の会場案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

株主総会当日、当行のリテールビジネスを紹介する「リテールショールーム」を開設いたします。

お飲み物や軽食もご用意しておりますので、ぜひお立ち寄りください。

【開設時間】 午前9時から午前10時および株主総会終了時点から1時間程度

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 ホテルグランドパレス2階 ダイモンドルーム

東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号

（末尾の会場案内図をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成28年6月27日（月曜日）午後5時15分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご登録ください。

行使期限 平成28年6月27日（月曜日）午後5時15分まで

※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトにもアクセスすることも可能です。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



◆ 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様 1 名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類を議決権行使書用紙とともにご提出いただくことが必要となりますので、ご了承ください。

◆ 提供書類の一部インターネット開示

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の注記および計算書類の注記につきましては、法令および当行定款第24条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.aozorabank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知および添付書類には記載しておりません。

◆ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類等の記載事項を修正する場合のお知らせ方法

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.aozorabank.co.jp/>）に掲載することによりお知らせいたしますので、あらかじめご了承ください。

◆ 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合の取扱い

議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

◆ インターネット等により議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネット等により複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

◆ 議決権電子行使プラットフォームの取扱い

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

なお、インターネット等による議決権行使に際しては、5 頁の「電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

証券コード 8304

平成28年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区九段南一丁目3番1号

株式
会社 **あおぞら銀行**
代表取締役社長 馬 場 信 輔

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当行第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記「電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
ホテルグランドパレス2階 ダイアモンドルーム |

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第83期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第83期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（定款の定めにより、代理人は、本総会において議決権を有する他の株主様1名に限ります。）

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の注記および計算書類の注記につきましては、法令および当行定款第24条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.aozorabank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知および添付書類には記載しておりません。なお、監査役または会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当行ウェブサイトに掲載した連結計算書類の注記および計算書類の注記を含んでおります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.aozorabank.co.jp/>）に掲載することによりお知らせいたしますので、あらかじめご了承ください。

## 電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続について

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使ウェブサイトURL】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。  
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. インターネット等により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
4. インターネット等によって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

### 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使をされる場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0 以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能であること。  
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。)

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

議決権行使以外のご照会 0120-782-031 (午前9時～午後5時、土日休日を除く)

### 【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

#### 1. 提案の理由

(1) 当行は、平成27年6月29日付で公的資金の一括返済に係る甲種優先株式及び丙種優先株式の全部取得及び消却を実施しております。また、同日付で自己株式として保有していた普通株式467,253,171株を消却しております。このため、発行可能株式総数から、消却株式数相当を減ずるとともに、優先株式の取得請求に備え留保していた普通株式の発行可能株式数相当も減ずるものであります。

また、これに伴い甲種優先株式及び丙種優先株式に関する規定を削除するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日付で施行されたことに伴い、業務を執行しない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結できるようにするため、定款変更案第27条第2項及び第34条第2項のとおりとするものであります。なお、定款変更案第27条第2項につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 「金融機関の合併及び転換に関する法律」上の認可に基づき平成18年4月から10年間発行が認められていた特定社債について、平成28年3月末日に特例期限を迎えたため、特定社債に関する規定を削除するものであります。

(4) その他所要の変更を行うとともに、(1)及び(3)の条文削除に伴い、章及び条数の繰上げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                   | 変 更 案                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株式<br>(発行可能株式総数)<br>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、40億1,065万1,295株とする。ただし、普通株式又は優先株式につき消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 | 第2章 株式<br>(発行可能株式総数)<br>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、28億9,828万2,000株とする。ただし、株式につき消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <p>(発行可能種類株式総数)</p> <p>第7条 当銀行の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、普通株式又は優先株式につき消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>1 普通株式 37億7,200万株</p> <p>2 甲種優先株式 2,407万2,000株</p> <p>3 丙種優先株式 2億1,457万9,295株</p> <p>なお、本定款において甲種優先株式及び丙種優先株式を優先株式と総称する。</p>                                                                      | (削除)                                            |
| <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当銀行の単元株式数は、全ての種類の株式につき1,000株とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                | <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。</p> |
| <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p>       |
| <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p>          |
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>            |
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>             |
| <p>第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 当銀行は、第49条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主と称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主と称する。）に先立ち、それぞれ別紙1に定める額の金銭（丙種優先株式については、別紙1に定める基本優先配当金と特別優先配当金の合計額とし、以下優先配当金と称する。）を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第14条に定める優先中間配当金及び第14条の2に定める優先四半期配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金及び優先四半期配当金を控除した額とする。</p> | (削除)                                            |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                  | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>2 ある事業年度に属する基準日にかかる一切の剰余金の配当において優先株主に対して支払われる額の合計が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</p>                                                   | (削除)  |
| <p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条 当銀行は、第49条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、それぞれ別紙2に定める額の金銭（本定款において優先中間配当金と称する。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日の属する中間期において、第14条の2に定める優先四半期配当金を支払ったときは、当該優先四半期配当金を控除した額とする。</p> | (削除)  |
| <p>(優先四半期配当金)</p> <p>第14条の2 当銀行は、第49条に定める四半期配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、それぞれ別紙2-2に定める額の金銭（本定款において優先四半期配当金と称する。）を支払う。</p>                                                                   | (削除)  |
| <p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当銀行の残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。<br/> 甲種優先株式1株につき1,000円<br/> 丙種優先株式1株につき 600円</p> <p>2 優先株主に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p>                     | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(議決権)</u></p> <p>第16条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、ある事業年度に關して優先配当金を支払う旨の取締役会決議が、翌事業年度に開催される定時株主総会の招集通知発送日までになされず、かつ、当該総会に優先配当金を支払う旨の議案が提出されない場合には当該総会の時より、当該総会で当該議案が否決された場合は当該総会の終結の時より、優先配当金を支払う旨の取締役会決議又は株主総会決議が最初になされる時まで議決権を有する。</p> | (削除)  |
| <p><u>(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</u></p> <p>第17条 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。</p> <p>2 当銀行は、優先株主に対しては、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>3 当銀行は、優先株式には、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。</p>                                | (削除)  |
| <p><u>(普通株式を対価とする取得請求)</u></p> <p>第18条 優先株主は、別紙3及び別紙4に定める取得を請求し得べき期間中、別紙3及び別紙4に定める取得の条件で、当銀行が優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。</p>                                                                                                        | (削除)  |
| <p><u>(普通株式を対価とする一斉取得)</u></p> <p>第19条 当銀行は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった優先株式を、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日と称する。）をもって取得し、これと引き換えに、当該優先株式の株主に対して、優先株式1株につきそれぞれ次に定める額を別紙5及び別紙6に定める一斉取得価額で除して得られる数の当銀行の普通株式を交付する。</p> <p>甲種優先株式1株につき1,000円</p> <p>丙種優先株式1株につき 600円</p>  | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 2 普通株式数の算出にあたって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の定めに従って、これを取り扱う。                                                                                                                                         | (削除)                                           |
| (優先順位)<br>第20条 甲種優先株式と丙種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び優先四半期配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。                                                                                                                    | (削除)                                           |
| 第4章 株主総会<br>(招集)<br>第21条 (条文省略)                                                                                                                                                                   | 第3章 株主総会<br>(招集)<br>第12条 (現行どおり)               |
| (定時株主総会の基準日)<br>第22条 (条文省略)                                                                                                                                                                       | (定時株主総会の基準日)<br>第13条 (現行どおり)                   |
| (議長)<br>第23条 (条文省略)                                                                                                                                                                               | (議長)<br>第14条 (現行どおり)                           |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第24条 (条文省略)                                                                                                                                                        | (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第15条 (現行どおり)    |
| (決議の方法)<br>第25条 (条文省略)                                                                                                                                                                            | (決議の方法)<br>第16条 (現行どおり)                        |
| (議決権の代理行使)<br>第26条 (条文省略)                                                                                                                                                                         | (議決権の代理行使)<br>第17条 (現行どおり)                     |
| (種類株主総会)<br>第27条 第23条及び第26条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。<br>2 第22条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。<br>3 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 | (削除)                                           |
| 第5章 取締役及び取締役会<br>(取締役の員数並びに選任)<br>第28条 (条文省略)                                                                                                                                                     | 第4章 取締役及び取締役会<br>(取締役の員数並びに選任)<br>第18条 (現行どおり) |
| (取締役の任期)<br>第29条 (条文省略)                                                                                                                                                                           | (取締役の任期)<br>第19条 (現行どおり)                       |
| (代表取締役)<br>第30条 (条文省略)                                                                                                                                                                            | (代表取締役)<br>第20条 (現行どおり)                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (会長、社長等)<br>第31条 (条文省略)                                                                                                                               | (会長、社長等)<br>第21条 (現行どおり)                                                                                                                                                           |
| (取締役会の組織及び権限)<br>第32条 (条文省略)                                                                                                                          | (取締役会の組織及び権限)<br>第22条 (現行どおり)                                                                                                                                                      |
| (取締役会の招集通知)<br>第33条 (条文省略)                                                                                                                            | (取締役会の招集通知)<br>第23条 (現行どおり)                                                                                                                                                        |
| (取締役会の決議の省略)<br>第34条 (条文省略)                                                                                                                           | (取締役会の決議の省略)<br>第24条 (現行どおり)                                                                                                                                                       |
| (取締役会の議長)<br>第35条 (条文省略)                                                                                                                              | (取締役会の議長)<br>第25条 (現行どおり)                                                                                                                                                          |
| (取締役会の決議方法)<br>第36条 (条文省略)                                                                                                                            | (取締役会の決議方法)<br>第26条 (現行どおり)                                                                                                                                                        |
| (取締役の責任免除等)<br>第37条 (条文省略)<br>2 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<br>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる<br>損害賠償責任を限定する契約を締結することが<br>できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度<br>額は法令が規定する金額とする。 | (取締役の責任免除等)<br>第27条 (現行どおり)<br>2 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<br><u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u><br>との間に、任務を怠ったことによる損害<br>賠償責任を限定する契約を締結することができ<br>る。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は<br>法令が規定する金額とする。 |
| 第6章 監査役及び監査役会<br>(監査役の員数並びに選任)<br>第38条 (条文省略)                                                                                                         | 第5章 監査役及び監査役会<br>(監査役の員数並びに選任)<br>第28条 (現行どおり)                                                                                                                                     |
| (監査役の任期)<br>第39条 (条文省略)                                                                                                                               | (監査役の任期)<br>第29条 (現行どおり)                                                                                                                                                           |
| (常勤監査役の選定)<br>第40条 (条文省略)                                                                                                                             | (常勤監査役の選定)<br>第30条 (現行どおり)                                                                                                                                                         |
| (監査役会の組織及び権限)<br>第41条 (条文省略)                                                                                                                          | (監査役会の組織及び権限)<br>第31条 (現行どおり)                                                                                                                                                      |
| (監査役会の招集通知)<br>第42条 (条文省略)                                                                                                                            | (監査役会の招集通知)<br>第32条 (現行どおり)                                                                                                                                                        |
| (監査役会の決議方法)<br>第43条 (条文省略)                                                                                                                            | (監査役会の決議方法)<br>第33条 (現行どおり)                                                                                                                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の責任免除等)</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>2 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。</p>                                                                            | <p>(監査役の責任免除等)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。</p> |
| <p>第7章 特定社債の発行</p> <p>(根拠)</p> <p>第45条 当銀行は、「金融機関の合併及び転換に関する法律」の定めによる内閣総理大臣の認可に基づき、特定社債を発行することができる。</p>                                                                                                                         | <p>(削除)</p>                                                                                                                                         |
| <p>(特定社債取扱規程)</p> <p>第46条 特定社債の社債券の再交付その他特定社債に関する諸手続並びにその手数料は、取締役会の定める特定社債取扱規程による。</p>                                                                                                                                          | <p>(削除)</p>                                                                                                                                         |
| <p>第8章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                  | <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p>                                                                                                     |
| <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第48条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                        | <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>                                                                                                           |
| <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第49条 剰余金の配当は、毎年3月31日、毎年6月30日、毎年9月30日及び毎年12月31日を基準日として行うものとする(本定款において、毎年3月31日を基準日として行う剰余金の配当を「期末配当」といい、毎年9月30日を基準日として行う剰余金の配当を「中間配当」といい、毎年6月30日及び毎年12月31日を基準日として行う剰余金の配当を「四半期配当」という。)</p> <p>2 (条文省略)</p> | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 剰余金の配当は、毎年3月31日、毎年6月30日、毎年9月30日及び毎年12月31日を基準日として行うことができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>                                          |
| <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第50条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                            | <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p>                                                                                                               |
| <p>別紙1～別紙6</p> <p>(記載省略)</p>                                                                                                                                                                                                    | <p>(削除)</p>                                                                                                                                         |

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となりますので、このたび、取締役8名のご選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 取締役候補者

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 候補者の所有する<br>当行株式の種類<br>および種類ごとの数 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 1          | ふく だ まこと<br>福 田 誠<br>(1945年6月27日生)    | 1968年 3 月 東京大学法学部卒業<br>1968年 4 月 大蔵省入省<br>1995年 6 月 銀行局保険部長<br>1998年 7 月 会計センター所長兼財政金融研究所所長<br>1999年 7 月 金融企画局長<br>2000年 7 月 農林漁業金融公庫副総裁<br>2002年 6 月 全国地方銀行協会副会長・専務理事<br>2013年 6 月 楽天生命保険株式会社社外取締役（現職）<br>当行取締役会長執行役員（現職）                                                                                                                                                                           | 普通株式<br>18,974株                  |
| 2          | ば ば しん すけ<br>馬 場 信 輔<br>(1954年8月23日生) | 1977年 3 月 東京大学経済学部卒業<br>1977年 4 月 当行入行<br>2000年 8 月 内外業務部長<br>2001年 4 月 投資銀行部長<br>2003年 4 月 事業ファイナンス部長<br>2004年 6 月 上席部長事業ファイナンス部長<br>2005年 9 月 執行役員事業法人営業本部長<br>2006年 5 月 執行役員事業法人営業本部長兼キャピタルマーケット部長<br>2007年 4 月 専務執行役員投資銀行本部長兼事業法人営業本部長代行兼キャピタルマーケット部長<br>2007年 5 月 専務執行役員投資銀行本部長<br>2008年 6 月 専務執行役員事業法人営業本部長兼投資銀行本部長<br>2008年11月 執行役員副社長<br>2009年 6 月 代表取締役副社長執行役員<br>2012年 9 月 代表取締役社長執行役員（現職） | 普通株式<br>163,858株                 |

| 候補者<br>番号 | 氏<br>名<br>(生 年 月 日)                    | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 候補者の所有する<br>当行株式の種類<br>および種類ごとの数 |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 3         | た なべ まさ き<br>田 辺 雅 樹<br>(1957年1月25日生)  | <p>1979年 3 月 一橋大学経済学部卒業</p> <p>1979年 4 月 当行入行</p> <p>1994年 4 月 国際営業企画部主任調査役</p> <p>1995年 6 月 財務企画部リスク管理室長</p> <p>1996年 6 月 財務企画部主任調査役</p> <p>1999年 4 月 財務企画部副部長</p> <p>1999年 7 月 財務部副部長</p> <p>2000年 8 月 財務企画部長</p> <p>2004年 8 月 財務部長</p> <p>2008年 3 月 執行役員チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（ＣＦＯ）副担当</p> <p>2008年11月 専務執行役員ＣＦＯ</p> <p>2012年 9 月 取締役専務執行役員ＣＦＯ</p> <p>2013年 6 月 代表取締役副社長執行役員ＣＦＯ（現職）</p> | 普通株式<br>86,141株                  |
| 4         | さい とう たけ お<br>齋 藤 猛 雄<br>(1958年8月31日生) | <p>1982年 3 月 東京大学法学部卒業</p> <p>1982年 4 月 当行入行</p> <p>2003年10月 クレジットプロダクツ部長</p> <p>2005年 9 月 ファンド投資部長</p> <p>2009年 4 月 資金証券部長</p> <p>2009年12月 マーケット副本部長兼資金証券部長</p> <p>2010年 7 月 執行役員マーケット本部長</p> <p>2013年 7 月 常務執行役員マーケット本部長</p> <p>2014年 6 月 取締役常務執行役員マーケット本部長</p> <p>2014年 7 月 取締役専務執行役員チーフ・リスク・オフィサー兼チーフ・クレジット・リスク・オフィサー（現職）</p>                                                      | 普通株式<br>37,050株                  |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 候補者の所有する<br>当行株式の種類<br>および種類ごとの数 |
|------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 5          | たけ だ しゅん すけ<br>竹 田 駿 輔<br>(1941年9月30日生) | 1965年 3 月 東京大学法学部卒業<br>1965年 4 月 株式会社日本勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行<br>1968年 9 月 オリエント・リース株式会社（現オリックス株式会社）入社<br>1989年 3 月 同社国際資金部長<br>1990年11月 同社国際部長<br>1992年 9 月 同社財務部長<br>1993年 6 月 同社取締役財務部長<br>1997年 5 月 同社常務取締役<br>1998年 9 月 同社専務取締役兼執行役員<br>2000年 4 月 同社取締役副社長<br>2002年 6 月 富士火災海上保険株式会社取締役<br>2003年 6 月 オリックス株式会社取締役兼執行役副社長・グループＣＦＯ<br>2005年 2 月 同社取締役兼執行役副会長・グループＣＦＯ<br>2007年 6 月 同社常任顧問<br>当行取締役（現職）<br>2010年 6 月 株式会社大京取締役兼代表執行役会長<br>オリックス株式会社顧問（現職）<br>2013年10月 一般社団法人日本野球機構会長 | 普通株式<br>59,768株                  |
| 6          | みず た ひろ ゆき<br>水 田 廣 行<br>(1949年11月30日生) | 1974年 3 月 東京大学文学部卒業<br>1974年 4 月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行<br>2003年11月 株式会社近畿大阪銀行代表取締役社長<br>2006年 6 月 株式会社りそなホールディングス取締役兼代表執行役社長<br>2007年 6 月 株式会社りそな銀行代表取締役社長<br>株式会社りそなホールディングス執行役<br>グループ戦略部（同行経営管理）担当<br>2008年10月 公益財団法人りそな中小企業振興財団理事長<br>2009年 5 月 株式会社りそな銀行社長退任<br>株式会社りそなホールディングス執行役退任<br>2010年 6 月 日本電通株式会社社外取締役（現職）<br>日本電波塔株式会社取締役<br>2011年 6 月 日本電波塔株式会社代表取締役会長（現職）<br>2013年 6 月 当行取締役（現職）                                                                                | 普通株式<br>18,974株                  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 候補者の所有する<br>当行株式の種類<br>および種類ごとの数 |
|-------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 7     | むら かみ いっ ぺい<br>村上 一 平<br>(1945年3月3日生) | <p>1967年3月 関西学院大学経済学部卒業</p> <p>1967年4月 日清製粉株式会社入社</p> <p>1995年6月 同社取締役企画部長兼財務部長</p> <p>2000年6月 同社常務取締役</p> <p>2001年7月 各事業会社を分社し持ち株会社となり、株式会社日清製粉グループ本社常務取締役</p> <p>2004年6月 経理・財務本部長<br/>同社常務取締役経理・財務本部長兼企画本部副本部長</p> <p>2005年6月 同社常務取締役経理・財務本部管掌、企画本部長</p> <p>2006年6月 同社常務取締役企画本部長</p> <p>2007年6月 同社専務取締役企画本部長</p> <p>2007年10月 同社代表取締役社長</p> <p>2011年4月 同社取締役相談役</p> <p>2011年6月 同社特別顧問（現職）</p> <p>2014年3月 関西学院大学大学院文学研究科<br/>博士課程前期課程修了</p> <p>2014年6月 当行取締役（現職）</p> | 普通株式<br>17,420株                  |
| 8     | い とう とも のり<br>伊 藤 友 則<br>(1957年1月9日生) | <p>1979年3月 東京大学経済学部卒業</p> <p>1979年4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行</p> <p>1984年6月 ハーバード・ビジネス・スクール（MBA）卒業</p> <p>1990年3月 同行信託会社ニューヨーク支店インベストメント・バンキング・グループバイスプレジデント</p> <p>1995年3月 スイス・ユニオン銀行（現UBS）東京支店入行</p> <p>1997年8月 同行東京支店長兼投資銀行本部長</p> <p>1998年6月 UBS証券会社投資銀行本部長<br/>マネージングディレクター</p> <p>2011年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授</p> <p>2012年5月 株式会社パルコ社外取締役（現職）</p> <p>2012年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現職）</p> <p>2013年7月 株式会社アインファーマシーズ社外監査役</p> <p>2014年6月 当行取締役（現職）</p>       | 普通株式<br>20,000株                  |

（注）1. 取締役候補者竹田駿輔氏、水田廣行氏、村上 一平氏および伊藤友則氏は、社外取締役候補者であり、また株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

2. 竹田駿輔氏は、金融業のほか、事業会社における経営者としての豊富な経験・実績、優れた見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当行経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年であります。
3. 竹田駿輔氏が顧問を務めているオリックス株式会社は、一部当行の業務の部類に属する営業を行っており、また、当行は同社に資金の貸付けを行うなど取引関係があります。
4. 竹田駿輔氏が取締役兼代表執行役会長を兼務していた株式会社大京とは、当行は同社に資金の貸付けを行うなど取引関係があります。
5. 水田廣行氏は、銀行業のほか、事業会社における経営者としての豊富な経験・実績、優れた見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当行経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
6. 水田廣行氏が代表取締役会長を務めている日本電波塔株式会社とは、当行は同社に資金の貸付けを行うなど取引関係があります。
7. 村上一平氏は、事業会社における経営者としての豊富な経験・実績、優れた見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当行経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
8. 伊藤友則氏は、内外の金融機関における豊富な経験・実績および大学院教授としての優れた見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当行経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
9. 上記3、4および6を除き、各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
10. 当行は、竹田駿輔氏、水田廣行氏、村上一平氏および伊藤友則氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結しております。本議案が承認可決され、これらの候補者が社外取締役に就任した場合、当該契約は引き続き効力を有するものとしております。
11. 上記「候補者の所有する当行株式の種類および種類ごとの数」には候補者が直接保有する株式と役員持株会における持分を合算して記載しております。（1株未満を切り捨てて記載しております。）

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役田知本章氏が任期満了となりますので、このたび、監査役1名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

#### 監査役候補者

| 氏名<br>(生 年 月 日)                                                    | 略 歴、地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 候 補 者 の 所 有 す る<br>当 行 株 式 の 種 類<br>お よ び 種 類 ご と の 数 |
|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| <div>新任</div> <div>いの う え と ら き<br/>井 上 寅 喜<br/>(1956年9月6日生)</div> | 1980年3月 早稲田大学政治経済学部卒業<br>1980年10月 アーサーアンダーセン東京事務所（のちの井上斎藤英和監査法人）入社<br>1985年12月 公認会計士登録<br>1987年6月 アーサーアンダーセン・ニューヨーク事務所駐在<br>1995年10月 アンダーセン ナショナル・パートナー<br>1997年10月 アンダーセン ワールドワイド・パートナー<br>1999年7月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員<br>2008年7月 井上寅喜公認会計士事務所所長（現職）<br>2010年6月 株式会社アカウンティングアドバイザリー代表取締役社長（現職）<br>2011年6月 パイオニア株式会社社外監査役<br>2011年9月 G L P 投資法人監督役員（現職）<br>2012年4月 中央大学専門職大学院国際会計研究科客員教授（現職）<br>2013年4月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科兼任講師（現職）<br>2016年3月 花王株式会社社外監査役（現職） | —                                                     |

- (注) 1. 井上寅喜氏は、社外監査役候補者であり、また株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
2. 井上寅喜氏は、公認会計士であり、会計の専門家としての豊富な経験・実績、見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあり、監査役として当行経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。
3. 井上寅喜氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当行は、井上寅喜氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名のご選任をお願いしたいと存じます。

候補者足立雅俊氏は、社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役候補者、候補者ミッチ R. フルチャー氏は、社外監査役の補欠としての補欠監査役候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

##### 補欠監査役候補者

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略 歴、地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 候補者の所有する<br>当行株式の種類<br>および種類ごとの数 |
|-----------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 1         | あ だち まさ とし<br>足 立 雅 俊<br>(1962年4月21日生) | 1986年 3 月 同志社大学商学部卒業<br>1986年 4 月 当行入行<br>2006年 6 月 リテール業務部担当部長<br>2009年 7 月 法務コンプライアンス部コンプライア<br>ンス・オフィサー<br>2011年 5 月 法務コンプライアンス部担当部長<br>2013年 8 月 コンプライアンス事務統括部担当部長<br>2014年10月 監査役室長（現職）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | —                                |
| 2         | ミッチ R. フルチャー<br>(1941年8月18日生)          | 1963年 ウィスコンシン大学卒業<br>1963年 アーサーアンダーセン（シカゴ）入所<br>1969年 アーサーアンダーセン（シカゴ）監査部<br>門マネージャー<br>1974年 アーサーアンダーセン（シカゴ）監査部<br>門パートナー<br>1986年 アーサーアンダーセン（東京）マネージ<br>ング・パートナー<br>1991年 アーサーアンダーセン（ロサンゼルス）<br>パートナー<br>1997年 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法<br>人） U S G A A P エキスパート<br>1998年 一般社団法人フューチャーズ・インダス<br>トリー・アソシエーション・ジャパン会<br>長<br>2002年 メラムド アンド アソシエイツ日本<br>代表<br>2003年 プロティビティ ジャパン顧問<br>2004年 6 月 当行社外監査役<br>2004年 昭和地所株式会社非常勤監査役<br>2014年 一般社団法人フューチャーズ・インダス<br>トリー・アソシエーション・ジャパン代<br>表理事プレジデント<br>2015年 一般社団法人フューチャーズ・インダス<br>トリー・アソシエーション・ジャパン執<br>行委員会顧問（現職） | 普通株式<br>48,000株                  |

- (注) 1. 足立雅俊氏は、銀行業務に関する知識および経験を有しており、当行の社外監査役以外の監査役にふさわしいと判断し、補欠監査役の候補者としております。
2. ミッチ R. フルシャー氏は、米国公認会計士の資格を有しており、会計の専門家として豊富な経験・実績・見識を有し、当行の社外監査役にふさわしいと判断し、補欠社外監査役の候補者としております。
3. 足立雅俊氏およびミッチ R. フルシャー氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当行は、ミッチ R. フルシャー氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結する予定であります。

以 上

なお、第83期の普通株式の期末（第4四半期）配当金につきましては、1株当たり5円60銭とさせていただきます旨、取締役会で決議いたしております。

この結果、第83期の年間配当金は、普通株式1株当たり18円60銭となりました。

## (添付書類)

### 第83期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 事業報告

#### 1 当行の現況に関する事項

##### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

###### 【金融経済環境】

当連結会計年度における内外の経済環境は、国内では、企業業績の回復や雇用・所得環境の改善がみられる中、景気は緩やかな回復基調が続きましたが、年度後半以降は中国を始めとする海外経済の成長鈍化懸念等を背景に、景気の先行き不透明感が高まりました。米国では、雇用情勢が改善する中、平成27年12月にFRB（米連邦準備制度理事会）が9年半振りとなる利上げを実施しました。欧州では、消費者物価指数が低水準で推移し、ECB（欧州中央銀行）が平成27年12月および平成28年3月に追加緩和を実施しました。

金融市場を概観すると、国内では、短期金利が年度を通じて低位で推移し、平成28年1月には日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を決定しました。これに伴い市場金利は一段と低下し、長期金利（10年国債金利）も年度末にはマイナス金利で終了しました。日経平均株価は一時2万円台を回復しましたが、年度末は16,000円台で迎えました。円相場は円高・ドル安が進行し、年度末は112円台で終了しております。

米国では、長期金利（10年米国債金利）は利上げ織り込みが進む中で平成27年6月には2.5%近辺まで上昇しましたが、年度後半は徐々に低下し1.7%台で年度末を迎えました。また、株式市場（ダウ工業株30種平均）は17,000ドル台で年度末を迎えています。欧州では、長期金利（10年独国債金利）が5月から6月にかけて一時1%近辺に上昇しましたが、年度後半はECBの追加緩和もあり0.1%台で終了しました。

###### 【企業集団の主要な事業内容】

当行グループは、当行及び連結子会社18社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務、投資運用業務などの金融サービスに係る事業や債権管理回収業務を子会社において行っております。

###### 【企業集団を巡る事業の経過及び成果】

（公的資金一括返済ならびに今後のビジネスモデル・中期目標等）

当行は、平成24年8月に公的資金の10年分割返済プランである「あおぞら銀行 資本再構成プラン」を公表し、その後、同プランに基づき着実に公的資金の分割返済を進めてまいりました。同時に、株価等返済の諸条件が整った場合には、財務の健全性や市場の状況を慎重に考慮した上で、できる限り早期に公的資金を一括返済したいとの意向を表明してまいりました。

公的資金を一括返済するための条件の一つとして、公的資金優先株式の公正価値が要返済残額を上回る必要がありますが、当連結会計年度において優先株式の公正価値を市場株価に基づく方法で算定すると、要返済残高約1,434億円を上回ることとなりました。

また、経営の健全性につきましては、一括返済直後の自己資本比率は10.5%程度、普通株式等Tier1比率（CET1比率）も9.5%以上と、当行の目標とする自己資本比率を維持できる見込みとなっておりました。以上から、関係当局のご承認を得て、平成27年6月29日に、第四回優先株式24,072千株ならびに第五回優先株式214,579千株を、それぞれ預金保険機構ならびに株式会社整理回収機構より全株買い戻すことにより、残る公的資金約1,434億円を前倒しで一括返済いたしました。

また、平成25年2月に公表したビジネスモデルにおいて、当行は「4つの柱」として「シニア層のお客さまにフォーカスしたリテールバンキング」、「中堅中小企業のお客さまをはじめとする企業のお客さまへの取組み」、「地域金融機関との協働」及び「スペシャルティファイナンスへの取組み」に注力することを掲げ、事業基盤の拡大に積極的に取り組んでまいりましたが、公的資金完済後の当行の中期的な方向性を示すことを目的として平成27年5月に、①あおぞら銀行の目指す姿、②公的資金完済後の財務目標、③新たな資本政策、を以下のとおり策定し公表しております。

#### ①あおぞら銀行の目指す姿（経営方針、経営戦略等）

##### 経営方針

当行は、お客さまに対するユニークで専門性の高い金融サービスのご提供を通じて、社会全体から高い評価が得られるよう役職員一同が全力で邁進してまいります。同時に、公的資金によって再生を果たした銀行として、二度と信用不安を惹起させないリスク管理態勢の構築と健全性の維持に努めてまいります。

これらの取り組みにより、将来の成長に対する株主からの負託に応える、当行企業価値の向上に結びつく「好循環」の実現を目指してまいります。

##### 中長期的な経営戦略

当行の目指す姿は、“進化する「頼れる、もうひとつのパートナーバンク」”です。当行のユニークで専門性の高い金融サービスに磨きをかけ、従来からのビジネスモデルを進化させた「6つの柱」に注力することにより、お客さまから真に信頼される「頼れる、もうひとつのパートナーバンク」のプレゼンスを確立してまいります。

具体的には、公的資金によるご支援をいただいで維持することのできた当行設立以来の特色を活かし、「6つの柱」の業務分野に注力することにより、事業基盤の拡充に取り組んでまいります。また、経営資源の有効活用を図る選択と集中を継続し、各注力分野における専門性を高めることにより、当行のユニークで専門性のあるビジネスモデルを強化してまいります。

当行の掲げる「6つの柱」とは次の通りです。

1. シニア層のお客さまにスーパーフォーカスしたリテールバンキング
2. 中堅中小企業をはじめとするお客さまに対する課題解決型営業
3. 地域金融機関パートナーシップの深化
4. スペシャルティファイナンスの進化
5. 国際業務の持続的成長
6. グローバル分散投資の追求とリスクコンサルティングの推進

## ②公的資金完済後の財務目標

### 収益水準

ビジネスモデルの推進により、持続的なトップライン業務粗利益の成長を図るとともに、税負担が増加してくる平成29年度以降においても、当期純利益は400億円以上の水準を安定的に達成することを目指します。

| 収益目標     | 平成29年度<br>(中期目標) |
|----------|------------------|
| 業務粗利益    | 1,000億円強         |
| 当期純利益（*） | 最低400億円          |

| 平成27年度<br>(実績) |
|----------------|
| 914億円          |
| 434億円          |

（\*）企業結合に関する会計基準の改正等により、平成26年度以前における（少数株主損益調整後の）「当期純利益」は、平成27年度以降、「親会社株主に帰属する当期純利益」に名称変更されておりますが、本項目においては、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と記載しております。

## 主要業績評価指標（Key Performance Indicators：KPI）目標

公的資金完済後においても、当行の強みである効率性を維持しつつ、安定的・持続的な成長を実現するため、以下の業績評価指標（KPI）目標を設定し、引き続き規律ある経営を行ってまいります。ROEにつきましては中期的には9%以上を目標としておりますが、長期的には10%を目指したいと考えております。

| 主要業績評価指標<br>（KPI） | 平成27年度～平成29年度<br>（中期目標） | 平成27年度<br>（実績） |
|-------------------|-------------------------|----------------|
| 資金粗利鞘             | 1.20%                   | 1.31%          |
| 非資金利益率            | 40～50%                  | 45.5%          |
| 経費率（OHR）          | 45%以下                   | 46.8%          |
| 与信コスト比率           | 0.10%～0.20%             | -（*）           |
| ROE               | 9%以上                    | 8.9%           |
| ROA               | 0.8%                    | 0.9%           |

（\*）与信関連費用は利益となったため記載しておりません。

## ③新たな資本政策

### 1.自己資本比率

健全性を維持しつつ上記目標を達成するための必要自己資本水準として、自己資本比率（Basel 3、国内基準）目標を最低10%と設定し、資本の効率的な活用に努めてまいります。なお、グローバルな自己資本規制強化の方向性等を踏まえ、自己資本の更なる充実を図ってまいります。

### 2.株主還元策

当行は、業績に応じた配当支払いにて株主還元を実施することを原則といたします。普通株式配当性向は、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の50%を基本方針とし、引き続き四半期ベースの配当支払いを実施いたしております。

### 3.自己株式の消却

当行は、平成27年3月末に約483,753千株（発行済株式数の29%、簿価約1,000億円）の自己株式を保有しておりました。将来のストックオプションによる使用に備え、16,500千株を継続保有し、残り467,253千株については同年6月に公的資金完済と同時に消却いたしました。これによる自己資本比率への影響はございません。

（注） 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(当期の財政状態および経営成績)

当期（平成27年度）の当行グループの財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

まず、総資産は、4兆5,929億円（前年度末比3,315億円、6.7%減）となりました。貸出金は、前年度末比2,641億円（9.5%）減の2兆5,116億円となりました。適切なリスク・リターンを重視した運営を継続し低利鞘貸出を抑制した結果、国内向け貸出が前年度末比3,366億円減少する一方、海外向け貸出は724億円増加しております。有価証券は605億円（6.2%）減の9,235億円となりました。

負債は、4兆1,874億円（前年度末比1,696億円、3.9%減）となりました。個人のお客さまからの調達金は1兆9,955億円となり、コア調達（預金ならびに譲渡性預金、債券・社債の合計）に占める割合は引き続き約6割と安定した水準を維持しております。

純資産は、公的資金の早期一括返済等により、前年度末比1,619億円（28.5%）減の4,054億円となりました。1株当たり純資産額は346円83銭（前年度末は336円83銭）となっております。

経営成績については、連結粗利益は914億円（前期比14億円、1.5%減）、連結実質業務純益は485億円（同40億円、7.7%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は434億円（前期比1億円、0.4%減）となりました。

資金利益は前期比ほぼ横ばいの498億円（前期比1億円、0.4%減）となりました。当期は、米ドル調達コストの上昇傾向が見られ、資金調達利回りが4bps上昇する一方、規律あるバランスシート運営を継続し、資金運用利回りが14bps上昇したことから、資金粗利鞘は前期比10bps拡大し1.31%となっております。

非資金利益は415億円（前期比12億円、2.9%減）となりました。役務取引等利益が114億円（同30億円、21.2%減）、特定取引利益は122億円（同2億円、2.2%減）となりました。国債等債券損益は81億円の利益（前期は28億円の利益）、国債等債券損益を除くその他業務利益は97億円（同31億円、24.4%減）となりました。

経費は、428億円（前期比26億円、6.6%増）となりました。注力分野での人員増強やシステム投資等の支出を行う一方、引き続き効率的な運営に努めており、通期計画430億円を下回りました。

以上の結果、連結実質業務純益は485億円（前期比40億円、7.7%減）となりました。

与信関連費用は、償却債権取立益を計上したこと等により47億円の利益となりました。

経常利益は557億円（前期比39億円、6.6%減）となりました。特別損益は△0億円、税金等調整前当期純利益は557億円（同18億円、3.3%増）となりました。

法人税等合計（法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計）は、122億円の費用（前期は102億円の費用）となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、434億円（前期比1億円、0.4%減）となりました。また、1株当たり当期純利益は37円29銭（前期は36円19銭）となっております。

平成27年度の配当金については、普通株式1株当たり年間配当は18円60銭に決定いたしました。既に第3四半期分までの配当として1株当たり13円を支払い済みですので、第4四半期分は1株当たり5円60銭となります。

当行グループは、業務別にビジネスグループを設置しており、「個人営業グループ」「法人営業グループ」「スペシャライズドバンキンググループ」「ファイナンシャルマーケットグループ」の4つのビジネスグループを報告セグメントとしております。

当期における報告セグメント毎のセグメント利益（連結粗利益－経費で算出）は、「個人営業グループ」が21億円の利益（前期は64億円の利益）、「法人営業グループ」が107億円の利益（同113億円の利益）、「スペシャライズドバンキンググループ」が202億円の利益（同216億円の利益）、「ファイナンシャルマーケットグループ」が166億円の利益（同129億円の利益）となりました。

（ご参考）

損益状況（連結）

（単位：億円）

|                     | 平成26年度 | 平成27年度 | 増減  |
|---------------------|--------|--------|-----|
| 連結粗利益 ※ 1           | 928    | 914    | △14 |
| 資金利益                | 499    | 498    | △1  |
| 役務取引等利益             | 145    | 114    | △30 |
| 特定取引利益              | 124    | 122    | △2  |
| 国債等債券損益             | 28     | 81     | 52  |
| 国債等債券損益を除くその他業務利益   | 129    | 97     | △31 |
| 経費                  | △401   | △428   | △26 |
| 連結実質業務純益 ※ 2        | 526    | 485    | △40 |
| 与信関連費用              | 46     | 47     | 0   |
| 株式等関係損益             | 13     | 14     | 1   |
| その他の臨時損益            | 9      | 9      | △0  |
| 経常利益                | 596    | 557    | △39 |
| 特別損益                | △57    | △0     | 57  |
| 税金等調整前当期純利益         | 539    | 557    | 18  |
| 法人税等合計              | △102   | △122   | △19 |
| 当期純利益               | 437    | 435    | △1  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 ※ 3 | △0     | △0     | 0   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | 436    | 434    | △1  |

※ 1 連結粗利益＝（資金運用収益－資金調達費用）＋（役務取引等収益－役務取引等費用）  
＋（特定取引収益－特定取引費用）＋（その他業務収益－その他業務費用）

※ 2 連結実質業務純益＝連結粗利益－経費

※ 3 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」としております。

※ 4 科目にかかわらず収益・利益はプラス表示、費用・損失はマイナス表示をしております。

### 【対処すべき課題】

当行は、「日本の金融システムに深く根ざし、永続的にわが国経済及び社会の発展に貢献する」ことを経営理念としております。平成27年5月15日に「公的資金一括返済ならびに今後のビジネスモデル・中期目標等について」で公表いたしましたとおり、経営資源の有効活用を図る選択と集中を継続しつつ、当行の特色のある専門性の高い金融サービスに磨きをかけ、従来からのビジネスモデルを進化させた「6つの柱」に注力することにより、お客さまにとっての“進化する「頼れる、もうひとつのパートナーバンク」”としてのプレゼンスの確立を目指す方針としております。銀行が有する社会的責任と公共的使命を果たすと同時に、公的資金によって再生を果たした銀行として、内外の環境変化に的確に対応し、二度と信用不安を惹起させないよう、リスク管理態勢の構築と健全性の維持に努めてまいります。

これらの取組みにより、将来の成長に対する株主の皆さまからの負託に応えるとともに、社会全体から高い評価が得られるよう役職員一同が全力で邁進し、当行企業価値の向上に結びつく「好循環」の実現を目指してまいります。

当行の持続的な企業価値向上を支える経営基盤の維持・強化についても、積極的に取り組んでまいります。人事面につきましては、高い倫理観とチャレンジ精神を涵養するとともに、多様な人材が活躍できる職場環境を構築してまいります。また、長年の経営課題であった勘定系システム更改につきましては、平成28年5月に新システムへの移行を完了いたしました。新システムの導入により、お客さまへのサービス向上と迅速な対応、及びシステム安定稼働の実現を目指してまいります。以上の取組みを通じ、お客さまから真に信頼される“進化する「頼れる、もうひとつのパートナーバンク」”を目指すことで、お客さまならびにわが国経済・社会の発展に貢献してまいります。

(注) 本文中に記載の金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

## イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

|                 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| 経常収益            | 1,181  | 1,318  | 1,300  | 1,240  |
| 経常利益            | 410    | 521    | 596    | 557    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 405    | 423    | 436    | 434    |
| 包括利益            | 505    | 273    | 902    | 231    |
| 純資産額            | 5,358  | 5,160  | 5,674  | 4,054  |
| 総資産             | 50,166 | 48,054 | 49,244 | 45,929 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

|                     | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 預金                  | 30,496        | 30,183        | 29,969        | 29,453        |
| 定期性預金               | 22,976        | 23,218        | 22,560        | 23,006        |
| その他                 | 7,519         | 6,965         | 7,409         | 6,447         |
| 長期信用銀行債等            | 1,693         | 1,975         | 2,461         | 2,194         |
| 社債<br>(長期信用銀行債等を除く) | －             | －             | －             | 400           |
| 貸出金                 | 27,409        | 26,490        | 27,814        | 25,158        |
| 個人向け                | 63            | 53            | 40            | 36            |
| 中小企業向け              | 18,060        | 17,844        | 19,233        | 17,674        |
| その他                 | 9,285         | 8,593         | 8,540         | 7,447         |
| 特定取引資産(トレーディング資産)   | 3,808         | 3,528         | 3,471         | 3,373         |
| 特定取引負債(トレーディング負債)   | 4,073         | 3,182         | 3,112         | 2,698         |
| 有価証券                | 13,339        | 12,067        | 10,343        | 9,874         |
| 国債                  | 4,647         | 3,456         | 1,937         | 280           |
| その他                 | 8,691         | 8,611         | 8,405         | 9,593         |
| 総資産                 | 50,171        | 47,973        | 49,129        | 45,896        |
| 内国為替取扱高             | 94,790        | 105,216       | 101,385       | 83,040        |
| 外国為替取扱高             | 百万ドル<br>8,197 | 百万ドル<br>9,678 | 百万ドル<br>8,291 | 百万ドル<br>9,103 |
| 経常利益                | 百万円<br>40,652 | 百万円<br>51,156 | 百万円<br>57,851 | 百万円<br>54,460 |
| 当期純利益               | 百万円<br>40,516 | 百万円<br>41,602 | 百万円<br>48,316 | 百万円<br>42,631 |
| 1株当たりの当期純利益         | 円 銭<br>28 01  | 円 銭<br>34 24  | 円 銭<br>40 16  | 円 銭<br>36 55  |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 「預金」及び内訳の「その他」には、譲渡性預金を含んでおります。  
3. 「長期信用銀行債等」とは、預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等でありま  
す。

### (3) 企業集団の使用人の状況

|         | 当 年 度 末 |           | 前 年 度 末 |           |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
|         | 銀 行 業   | そ の 他 事 業 | 銀 行 業   | そ の 他 事 業 |
| 使 用 人 数 | 1,717人  | 135人      | 1,661人  | 133人      |

- (注) 1. 「使用人数」には、海外の現地採用者を含んでおります。  
2. 当行の従属業務を営む会社及び当行が営むことのできる業務を代替的に営んでいる会社は「銀行業」に区分し、その他の会社については「その他事業」に区分しております。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ 銀行業

##### (イ) 主要な営業所及び営業所数

当行：

国内：本店、札幌支店、仙台支店、新宿支店、日本橋支店、渋谷支店、上野支店、池袋支店、千葉支店、横浜支店、金沢支店、名古屋支店、京都支店、関西支店、大阪支店、梅田支店、広島支店、高松支店、福岡支店、インターネット支店、フィナンシャルオアシス自由が丘（渋谷支店自由が丘出張所）

計21店（前年度末21店）

海外：なし（前年度末なし）

上記のほか、以下のとおり、海外駐在員事務所を当年度末3ヶ所（前年度末3ヶ所）設置しております。

ニューヨーク駐在員事務所、上海駐在員事務所、シンガポール駐在員事務所

子会社及び子法人等：

あおぞら地域総研株式会社：東京本社

Aozora Asia Pacific Finance Limited：中華人民共和国 香港特別行政区

Aozora Europe Limited：英国ロンドン市

AZB Funding：英国領ケイマン諸島

AZB Funding 2：英国領ケイマン諸島

AZB Funding 3：英国領ケイマン諸島

AZB Funding 4 Limited：アイルランド共和国ダブリン市

AZB Funding 5：英国領ケイマン諸島

AZB Funding 6：英国領ケイマン諸島

AZB Funding 7：英国領ケイマン諸島

Aozora GMAC Investment Limited：英国ロンドン市

Aozora Investments LLC：米国デラウェア州

Aozora Investment,Inc.：米国デラウェア州

## (D) 銀行代理業者の一覧

| 氏名又は名称   | 主たる営業所又は事務所の所在地  | 銀行代理業以外の主要業務 |
|----------|------------------|--------------|
| 株式会社筑波銀行 | 茨城県土浦市中央二丁目11番7号 | 銀行業          |

(H) 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

## □ その他事業

あおぞら信託銀行株式会社：東京本社  
 あおぞら債権回収株式会社：東京本社  
 あおぞら証券株式会社：東京本社  
 あおぞら投信株式会社：東京本社  
 あおぞら不動産投資顧問株式会社：東京本社

## (5) 企業集団の設備投資の状況

## イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

| 業 務 区 分       | 金 額   |
|---------------|-------|
| 銀 行 業         | 2,585 |
| そ の 他 事 業     | 74    |
| 設 備 投 資 の 総 額 | 2,659 |

## □ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 業 務 区 分 | 内 容                 | 金 額 |
|---------|---------------------|-----|
| 銀 行 業   | 勘 定 系 シ ス テ ム 更 改 等 | 911 |
| 銀 行 業   | 名 古 屋 支 店 移 転       | 290 |

(注) 当連結会計年度に固定資産等に計上した金額を記載しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

(年度末現在)

| 会 社 名                                  | 所 在 地                          | 主要業務内容             | 設立年月日              | 資 本 金                   | 当行の有する<br>子会社等の議<br>決 権 比 率 | そ の<br>他 |
|----------------------------------------|--------------------------------|--------------------|--------------------|-------------------------|-----------------------------|----------|
| あおぞら信託銀行株式会社                           | 東京都千代田区九段<br>南 1 丁目 3 番 1 号    | 信 託 業 務<br>銀 行 業 務 | 平成 6 年<br>2 月 28 日 | 百万円<br>5,437            | 100.00%                     | —        |
| あおぞら債権回収株式会社                           | 東京都千代田区九段<br>北 1 丁目 13 番 5 号   | 債 権 管 理<br>回 収 業 務 | 平成 8 年<br>6 月 18 日 | 500                     | 67.60%                      | —        |
| あおぞら証券株式会社                             | 東京都千代田区九段<br>南 1 丁目 3 番 1 号    | 金 融 商 品<br>取 引 業 務 | 平成18年<br>1 月 23 日  | 3,000                   | 100.00%                     | —        |
| あおぞら地域総研株式会社                           | 東京都千代田区九段<br>南 1 丁目 3 番 1 号    | 経 営 相 談<br>業 務     | 平成25年<br>3 月 21 日  | 10                      | 100.00%                     | —        |
| あおぞら投信株式会社                             | 東京都千代田区九段<br>南 1 丁目 3 番 1 号    | 投 資 運 用<br>業 務     | 平成26年<br>2 月 4 日   | 225                     | 100.00%                     | —        |
| あおぞら不動産<br>投資顧問株式会社                    | 東京都千代田区九段<br>南 1 丁目 3 番 1 号    | 投 資 助 言<br>業 務     | 平成27年<br>1 月 6 日   | 150                     | 100.00%                     | —        |
| Aozora Asia Pacific<br>Finance Limited | 中 華 人 民 共 和 国<br>香 港 特 別 行 政 区 | 金 融 業              | 平成17年<br>6 月 29 日  | 11,376<br>(100,000千米ドル) | 100.00%                     | —        |
| Aozora Europe<br>L i m i t e d         | 英 国 ロ ン ド ン 市                  | 金 融 業              | 平成27年<br>12 月 15 日 | 180<br>(1,000千英ポンド)     | 100.00%                     | —        |
| A Z B F u n d i n g                    | 英国領ケイマン諸島                      | 金 銭 債 権<br>取 得 業 務 | 平成24年<br>6 月 1 日   | 0<br>(0千米ドル)            | —                           | —        |
| A Z B F u n d i n g 2                  | 英国領ケイマン諸島                      | 金 銭 債 権<br>取 得 業 務 | 平成25年<br>3 月 19 日  | 0<br>(0千米ドル)            | —                           | —        |
| A Z B F u n d i n g 3                  | 英国領ケイマン諸島                      | 金 銭 債 権<br>取 得 業 務 | 平成25年<br>9 月 18 日  | 0<br>(0千米ドル)            | —                           | —        |
| A Z B F u n d i n g 4<br>L i m i t e d | アイルランド共和国<br>ダ ブ リ ン 市         | 金 銭 債 権<br>取 得 業 務 | 平成26年<br>3 月 18 日  | 0<br>(0千ユーロ)            | —                           | —        |
| A Z B F u n d i n g 5                  | 英国領ケイマン諸島                      | 金 銭 債 権<br>取 得 業 務 | 平成26年<br>8 月 18 日  | 0<br>(0千米ドル)            | —                           | —        |
| A Z B F u n d i n g 6                  | 英国領ケイマン諸島                      | 金 銭 債 権<br>取 得 業 務 | 平成27年<br>7 月 7 日   | 0<br>(0千米ドル)            | —                           | —        |
| A Z B F u n d i n g 7                  | 英国領ケイマン諸島                      | 金 銭 債 権<br>取 得 業 務 | 平成27年<br>11 月 26 日 | 0<br>(0千米ドル)            | —                           | —        |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。また、「当行の有する子会社等の議決権比率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 資本金の円換算額は取得時の為替相場により算出しております。

## 重要な業務提携の概況

1. 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、株式会社新生銀行、株式会社商工組合中央金庫と提携し、現金自動支払機の相互利用による現金支払ならびに残高照会サービスを行っております。
2. 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社新生銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社ジャパンネット銀行、株式会社セブン銀行、楽天銀行株式会社、株式会社イオン銀行、シティバンク銀行株式会社と提携し、現金自動支払機等振込時の口座確認サービスを行っております。
3. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、自動預払機等の相互利用による現金預け入れ・支払・残高照会サービス、及び、自動預払機等振込時の口座確認サービスを行っております。
4. あおぞら証券株式会社と提携し、法人・個人顧客向けに仕組債等の金融商品仲介業務を行っております。
5. みずほ証券株式会社と提携し、個人顧客向けに仕組債の金融商品仲介業務を行っております。
6. 東京海上日動あんしん生命保険株式会社と提携し、生命保険（除く個人年金保険）の共同募集を行っております。
7. 株式会社横浜銀行と平成19年5月24日、法人向けの投資銀行業務分野についての包括的な業務提携を行っております。
8. 株式会社東邦銀行と平成19年8月6日、融資業務全般についての包括的な業務提携を行っております。
9. 平成19年11月20日に締結した包括的業務提携に関する基本合意に基づき、住友信託グループ（現三井住友トラスト・グループ）との業務提携等を行っております。
10. 株式会社関東つくば銀行、株式会社茨城銀行（なお、両行は平成22年3月に合併し、社名を「株式会社筑波銀行」に変更しております。）と平成21年8月20日、競争力・収益力の強化を通じた顧客基盤の拡充を実現するため、戦略的業務提携を行っております。
11. 株式会社北海道銀行と平成21年8月26日、農業分野における包括的業務提携を行っております。
12. 株式会社きらやか銀行と平成23年2月9日、多様なお客さまのニーズへの対応力を強化するため、戦略的業務提携を行い、平成25年2月6日には、ビジネスマッチングに関する業務提携を行っております。
13. 株式会社大和証券グループ本社の連結子会社である大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（現大和証券株式会社）及び大和ＰＩパートナーズ株式会社と、平成23年9月26日、合併会社「大和あおぞらファイナンス株式会社」を共同設立した上、Ｍ＆Ａファイナンス業務についての業務提携を行っております。
14. 株式会社東京都民銀行と平成25年1月10日、事業再生支援に関する業務提携を行っております。
15. 株式会社仙台銀行と平成25年2月6日、ビジネスマッチングに関する業務提携を行っております。

16. ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社と提携し、平成25年3月4日から「Visaデビットカード」機能を付加した「あおぞらキャッシュカード・プラス」の取扱いを開始しております。
17. 株式会社豊和銀行、株式会社宮崎太陽銀行、株式会社南日本銀行と平成25年3月15日、事業再生支援に関する業務提携を行っております。
18. 株式会社トマト銀行と平成25年3月26日、ビジネスマッチングに関する業務提携を行っております。
19. Oversea-Chinese Banking Corporation Limited（本店：シンガポール）と平成25年11月8日、クロスボーダーM&A業務に関する業務提携を行っております。
20. 兼松株式会社と平成25年11月14日、海外進出支援業務に関する業務提携を行っております。
21. PT Bank Central Asia TBK（本店：ジャカルタ）と平成26年6月19日、クロスボーダーM&A業務に関する業務提携を行っております。
22. KASIKORNBANK PUBLIC COMPANY LIMITED（本店：バンコク）と平成26年11月28日、クロスボーダーM&A業務に関する業務提携を行っております。
23. 株式会社第四銀行と平成27年5月15日、ベトナム現地企業とのビジネスマッチング業務等における連携強化を目的とした業務提携を行っております。
24. CTBC Financial Holding Co., Ltd.（本店：中華民国台北市）と平成27年6月19日、台湾を中心としたアジア地域における連携強化を目的とした包括的業務提携を行っております。
25. 株式会社琉球銀行と平成28年3月28日、地方創生に関する業務提携を行っております。

#### **(7) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

#### **(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当行とあおぞら信託銀行株式会社（以下「あおぞら信託銀行」）は、GMOインターネット株式会社とGMOクリックホールディングス株式会社との間で、あおぞら信託銀行を活用したインターネット銀行の共同運営について検討しております。

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状況

(年度末現在)

| 氏 名     | 地位及び担当                                                                 | 重 要 な 兼 職               | そ の 他                |
|---------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------|
| 福 田 誠   | 取締役会長<br>執行役員                                                          | 楽天生命保険株式会社 社外取締役        | —                    |
| 馬 場 信 輔 | 取締役社長<br>執行役員<br>(代表取締役)<br>チーフ・エグゼクティブ・<br>オフィサー (CEO)                | —                       | —                    |
| 田 辺 雅 樹 | 取締役副社長<br>執行役員<br>(代表取締役)<br>チーフ・ファイナンシャル・<br>オフィサー (CFO)              | —                       | —                    |
| 齋 藤 猛 雄 | 取締役専務執行役員<br>チーフ・リスク・<br>オフィサー (CRO)<br>チーフ・クレジット・リスク・<br>オフィサー (CCRO) | —                       | —                    |
| 竹 田 駿 輔 | 取締役<br>(社外取締役)                                                         | オリックス株式会社 顧問            | —                    |
| 水 田 廣 行 | 取締役<br>(社外取締役)                                                         | 日本電波塔株式会社 代表取締役会長       | —                    |
|         |                                                                        | 日本電通株式会社 社外取締役          | —                    |
| 村 上 一 平 | 取締役<br>(社外取締役)                                                         | 株式会社日清製粉グループ本社<br>特別顧問  | —                    |
| 伊 藤 友 則 | 取締役<br>(社外取締役)                                                         | 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科<br>教授 | —                    |
|         |                                                                        | 株式会社パルコ 社外取締役           | —                    |
| 藤 平 進 一 | 常 勤 監 査 役                                                              | —                       | —                    |
| 田 知 本 章 | 監 査 役<br>(社外監査役)                                                       | ひなた監査法人 代表社員            | 同氏は公認会計士の資格を有しております。 |
| 萩 原 清 人 | 監 査 役<br>(社外監査役)                                                       | —                       | —                    |

- (注) 1. 社外取締役である竹田 駿輔氏、水田 廣行氏、村上 一平氏、伊藤 友則氏ならびに社外監査役である田知本 章氏、萩原 清人氏の6氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 社外監査役ミッチー R. フルチャー氏は、平成27年6月26日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
3. 社外取締役伊藤 友則氏は、平成27年7月30日付で、株式会社アインファーマシーズの社外監査役を退任しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区 分   | 支 給 人 数 | 報 酬 等 |
|-------|---------|-------|
| 取 締 役 | 8名      | 335   |
| 監 査 役 | 4名      | 53    |
| 計     | 12名     | 389   |

- (注) 1. 支給人数、報酬等には、平成27年6月26日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の基本報酬及び賞与の限度額は、平成27年6月26日開催の第82期定時株主総会において年額600百万円以内と決議いただいております。また、これとは別に常勤取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権については、平成26年6月26日開催の第81期定時株主総会において、上記年額600百万円の限度額とは別枠で年額150百万円以内の範囲で割り当てることを決議いただいております。
3. 監査役の基本報酬の限度額は、平成18年6月23日開催の第73期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役の報酬等には、当該事業年度に計上した役員賞与引当金の繰入額70百万円が含まれております。
5. 取締役の報酬等には、取締役に付与した株式報酬型ストック・オプション報酬額44百万円が含まれております。

## (3) 責任限定契約

| 氏 名     | 責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要                           |
|---------|---------------------------------------------------|
| 竹 田 駿 輔 | 会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする。 |
| 水 田 廣 行 |                                                   |
| 村 上 一 平 |                                                   |
| 伊 藤 友 則 |                                                   |
| 田 知 本 章 |                                                   |
| 萩 原 清 人 |                                                   |

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

| 氏 名     | 兼 職 そ の 他 の 状 況      | 銀 行 と の 関 係   |
|---------|----------------------|---------------|
| 竹 田 駿 輔 | オリックス株式会社 顧問         | 与 信 他 の 取 引 先 |
| 水 田 廣 行 | 日本電波塔株式会社 代表取締役会長    | 与 信 他 の 取 引 先 |
|         | 日本電通株式会社 社外取締役       | —             |
| 村 上 一 平 | 株式会社日清製粉グループ本社 特別顧問  | —             |
| 伊 藤 友 則 | 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授 | —             |
|         | 株式会社パルコ 社外取締役        | —             |
| 田 知 本 章 | ひなた監査法人 代表社員         | —             |

(注) 社外取締役伊藤 友則氏は、平成27年7月30日付で、株式会社アインファーマシーズの社外監査役を退任しております。

## (2) 社外役員の主な活動状況

(年度末現在)

| 氏 名     | 在 任 期 間 | 取 締 役 会 へ の 出 席 状 況                                                  | 取 締 役 会 に お け る 発 言 そ の 他 の 活 動 状 況                                   |
|---------|---------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 竹 田 駿 輔 | 8年10ヶ月  | 当該事業年度に開催された取締役会14回全てに出席                                             | 金融業の他、事業会社における経営者としての豊富な経験・実績、見識に基づき、意見・提言等を行っています。                   |
| 水 田 廣 行 | 2年10ヶ月  | 当該事業年度に開催された取締役会14回全てに出席                                             | 金融機関における経営者及び事業会社における経営陣としての豊富な経験・実績、見識に基づき、意見・提言等を行っています。            |
| 村 上 一 平 | 1年10ヶ月  | 当該事業年度に開催された取締役会14回全てに出席                                             | 事業会社における経営者としての豊富な経験・実績、見識に基づき、意見・提言等を行っています。                         |
| 伊 藤 友 則 | 1年10ヶ月  | 当該事業年度に開催された取締役会14回全てに出席                                             | 金融機関における豊富な経験の他、大学院教授としての見識、事業会社における役員としての豊富な経験・実績に基づき、意見・提言等を行っています。 |
| 田 知 本 章 | 11年10ヶ月 | 当該事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席<br>当該事業年度に開催された監査役会19回のうち17回に出席         | 公認会計士として、監査法人勤務等の豊富な経験、見識に基づき、意見・提言等を行っています。                          |
| 萩 原 清 人 | 10ヶ月    | 監査役就任以降、当該事業年度に開催された取締役会10回全てに出席<br>監査役就任以降、当該事業年度に開催された監査役会12回全てに出席 | 金融ならびに銀行業務に関する豊富な経験、見識に基づき、意見・提言等を行っています。                             |

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|             | 支 給 人 数 | 銀 行 か ら の 報 酬 等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|-------------|---------|-----------------|---------------|
| 報 酬 等 の 合 計 | 7名      | 76              | —             |

(注) 支給人数、報酬等には、平成27年6月26日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役1名を含んでおります。

#### 4 当行の株式に関する事項

|         |          |      |             |
|---------|----------|------|-------------|
| (1) 株式数 | 発行可能株式総数 | 普通株式 | 3,304,746千株 |
|         | 発行済株式総数  | 普通株式 | 1,182,894千株 |

(注) 1. 発行可能株式総数につきましては、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる旨、定款に規定しておりますところ、平成27年5月15日付取締役会決議に基づき、平成27年6月29日付で普通株式（自己株式）の一部467,253千株、第四回優先株式（甲種優先株式）24,072千株、第五回優先株式（丙種優先株式）214,579千株を消却いたしましたので、平成28年3月31日現在の発行可能株式総数及び発行済株式総数は以上のとおりとなっております。なお、平成27年6月29日付の普通株式、第四回優先株式（甲種優先株式）、第五回優先株式（丙種優先株式）の消却直前の発行可能株式総数及び発行済株式総数は以下のとおりであります。

|          |             |
|----------|-------------|
| 発行可能株式総数 | 4,010,651千株 |
| 普通株式     | 3,772,000千株 |
| 優先株式     | 238,651千株   |
| うち甲種優先株式 | 24,072千株    |
| 丙種優先株式   | 214,579千株   |
| 発行済株式総数  | 1,888,798千株 |
| 普通株式     | 1,650,147千株 |
| 優先株式     | 238,651千株   |
| うち甲種優先株式 | 24,072千株    |
| 丙種優先株式   | 214,579千株   |

2. 発行済株式総数には16,501千株の自己株式を含んでおります。

3. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

|             |         |
|-------------|---------|
| (2) 当年度末株主数 | 72,769名 |
|-------------|---------|

### (3) 大株主（上位10名）

（年度末現在）

| 株 主 名                                         | 当 行 へ の 出 資 状 況 |         |
|-----------------------------------------------|-----------------|---------|
|                                               | 持 株 数 等         | 持 株 比 率 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                       | 66,832千株        | 5.72%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                     | 63,496千株        | 5.44%   |
| オリックス銀行株式会社（信託口5200011）                       | 26,969千株        | 2.31%   |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 25,431千株        | 2.18%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）                    | 24,719千株        | 2.11%   |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225    | 18,514千株        | 1.58%   |
| JP MORGAN CHASE BANK 380055                   | 16,244千株        | 1.39%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）                    | 15,725千株        | 1.34%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）                    | 14,288千株        | 1.22%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）                    | 13,026千株        | 1.11%   |

- （注） 1. 「持株数等」は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 「持株比率」は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 「持株比率」は発行済株式総数から自己株式（16,501千株）を控除して計算しております。
4. 上記の持株数等及び持株比率は平成28年3月31日現在における当行の株主名簿に基づいて算出しております。
5. 三井住友信託銀行株式会社から平成27年7月6日付で提出された大量保有報告書によれば、同社は、平成27年6月30日現在でその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社と各々以下のとおり株式を保有しておりますが、当行として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主欄には含めておりません。
- なお、大量保有報告書における株券等保有割合は、自己株式を含む発行済株式総数に対して、小数点第3位以下を四捨五入して算出されております。

| 氏名又は名称                      | 住所                | 保有株券等の数<br>（千株） | 株券等保有割合<br>（%） |
|-----------------------------|-------------------|-----------------|----------------|
| 三井住友信託銀行株式会社                | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 36,882          | 3.12           |
| 三井住友トラスト・アセット<br>マネジメント株式会社 | 東京都港区芝三丁目33番1号    | 2,670           | 0.23           |
| 日興アセットマネジメント<br>株式会社        | 東京都港区赤坂九丁目7番1号    | 21,732          | 1.84           |

6. ブラックロック・ジャパン株式会社から平成27年7月6日付で提出された大量保有報告書によれば、同社は、平成27年6月30日現在でその共同保有者であるブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー、ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー、ブラックロック・ライフ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、及びブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッドと各々以下のとおり株式を保有しておりますが、当行として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主欄には含めておりません。

なお、大量保有報告書における株券等保有割合は、自己株式を含む発行済株式総数に対して、小数点第3位以下を四捨五入して算出されております。

| 氏名又は名称                                | 住所                                                     | 保有株券等の数<br>(千株) | 株券等保有割合<br>(%) |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------|----------------|
| ブラックロック・ジャパン株式会社                      | 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号                                      | 19,799          | 1.67           |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー        | 米国 ニュージャージー州 プリンストン ユニバーシティ スクウェア ドライブ1                | 1,305           | 0.11           |
| ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー                 | ルクセンブルグ大公国 セニンガーバーク L-2633 ルート・ドウ・トレベ6D                | 2,913           | 0.25           |
| ブラックロック・ライフ・リミテッド                     | 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12                              | 2,997           | 0.25           |
| ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド      | アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス | 6,362           | 0.54           |
| ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ                  | 米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400                   | 18,306          | 1.55           |
| ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ | 米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400                   | 17,968          | 1.52           |
| ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッド    | 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12                              | 3,987           | 0.34           |

#### (4) その他株式に関する重要な事項

##### ① 自己株式（優先株式）の取得及び消却

当行は、公的資金の早期一括返済のため、平成27年5月15日及び5月26日付取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式（第四回優先株式及び第五回優先株式）を平成27年6月29日に取得し、同日、全て消却いたしました。

これに伴い、預金保険機構との間で締結していた平成24年9月27日付「公的資金としての優先株式の取扱いに関する契約書」は終了いたしました。

取得した株式の種類及び数

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 第四回優先株式（甲種優先株式） | 24,072千株  |
| 第五回優先株式（丙種優先株式） | 214,579千株 |

取得対価の総額

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 第四回優先株式（甲種優先株式） | 86,720,000,000円 |
| 第五回優先株式（丙種優先株式） | 56,709,999,965円 |

取得の日 平成27年6月29日

取得の相手方

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 第四回優先株式（甲種優先株式） | 預金保険機構     |
| 第五回優先株式（丙種優先株式） | 株式会社整理回収機構 |

消却した株式の種類及び数

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 第四回優先株式（甲種優先株式） | 24,072千株  |
| 第五回優先株式（丙種優先株式） | 214,579千株 |

消却した日 平成27年6月29日

##### ② 自己株式（普通株式）の消却

当行は、平成27年5月15日付取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式（普通株式）を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数

|      |           |
|------|-----------|
| 普通株式 | 467,253千株 |
|------|-----------|

消却した日 平成27年6月29日

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

|                   | 新株予約権等の内容の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 新株予約権等を有する者の人数 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | <p>①名称：株式会社あおぞら銀行第1回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日：平成26年8月1日</p> <p>③新株予約権の数：2,535個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類：普通株式</p> <p>⑤新株予約権の目的となる株式の数：253,500株（新株予約権1個当たり100株）</p> <p>⑥新株予約権の発行価額：32,300円（新株予約権1個当たり）</p> <p>⑦権利行使価額：1円（株式1株当たり）</p> <p>⑧新株予約権の行使期間：平成26年8月2日から平成56年8月1日まで</p> <p>⑨新株予約権の行使の条件：新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できる。</p>                  | 4名             |
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | <p>①名称：株式会社あおぞら銀行第2回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日：平成27年7月14日</p> <p>③新株予約権の数：1,021個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類：普通株式</p> <p>⑤新株予約権の目的となる株式の数：102,100株（新株予約権1個当たり100株）</p> <p>⑥新株予約権の発行価額：43,800円（新株予約権1個当たり）</p> <p>⑦権利行使価額：1円（株式1株当たり）</p> <p>⑧新株予約権の行使期間：平成27年7月15日から平成57年7月14日まで</p> <p>⑨新株予約権の行使の条件：新株予約権者は、当行の取締役および業務執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できる。</p> | 4名             |
| 社外取締役             | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —              |
| 監査役               | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —              |

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

|                          | 新 株 予 約 権 等 の 内 容 の 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 新株予約権<br>等を交付し<br>た者の人数 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 使 用 人<br>( 業 務 執 行 役 員 ) | ①名称：株式会社あおぞら銀行第2回株式報酬型新株予約権<br>②新株予約権の割当日：平成27年7月14日<br>③新株予約権の数：1,276個<br>④新株予約権の目的となる株式の種類：普通株式<br>⑤新株予約権の目的となる株式の数：127,600株（新株予約権1個当たり100株）<br>⑥新株予約権の発行価額：43,800円（新株予約権1個当たり）<br>⑦権利行使価額：1円（株式1株当たり）<br>⑧新株予約権の行使期間：平成27年7月15日から平成57年7月14日まで<br>⑨新株予約権の行使の条件：新株予約権者は、当行の取締役および業務執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できる。 | 16名                     |
| 子会社及び子法人等の<br>会社役員及び使用人  | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | —                       |

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏 名 又 は 名 称                                                                          | 当該事業年度に係る報酬等 | そ の 他                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有限責任監査法人トーマツ<br><br>指定有限責任社員 佐 藤 嘉 雄<br><br>指定有限責任社員 弥 永 めぐみ<br><br>指定有限責任社員 平 木 達 也 | 222          | (報酬等について監査役会が同意した理由)<br>当行監査役会は、会計監査人より資料の提出と直接の説明を受け、過年度の監査項目、監査時間及び監査報酬の推移等进行分析・確認するとともに、前事業年度における監査計画と実績の比較、監査の遂行状況等を検証した上で、当該事業年度の監査計画における監査項目、監査時間及び監査体制の内容並びに報酬額の見積り等の妥当性を検討・評価した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。<br><br>(非監査業務の内容)<br>勘定系システム更改の外部検証<br>社債に関するコンフォート・レターの作成等 |

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当該事業年度において、当行、子会社及び子法人等が当該監査法人に支払うべき財産上の利益の合計額は254百万円であります。

3. 上記「当該事業年度に係る報酬等」につきましては、会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査に対する監査報酬を明確に区分できないため、これらを含めて記載しております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断された場合にはその解任の決定を行う方針です。また監査役会は、総合的に判断して、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、その解任又は不再任の決定を目的とする議案を株主総会に提出する方針です。

#### ロ 当行の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査の状況

当行の重要な子会社及び子法人等のうち、Aozora Asia Pacific Finance Limited及びAZB Funding4 Limitedは、当行の会計監査人と同一のネットワークに属している監査法人等の監査を受けております。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8 業務の適正を確保する体制

当行は、内部統制システムの構築に関する基本方針を定めております。その概要は以下のとおりであります。

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、当行および当行子会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、以下の通り定める。

### 1.取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当行は、良好なコーポレートガバナンスおよび内部統制を構築するため、当行の取締役および使用人等が法令諸規則等を遵守し、その職務を遂行するための行動規範として、マスターポリシー「倫理・行動基準」その他のコンプライアンス体制に係る規程を整備する。
- (2) 当行は、コーポレートガバナンス構築の目的である「当行の経営理念を将来にわたって継続的に日々の業務に反映させていくための経営の規律性の確保と相互牽制体制を構築する」に照らして、知識および経験を有する社外取締役を取締役会に複数含むものとする。
- (3) 取締役会は、社外取締役を中心として、取締役や重要な使用人等に関する人事・報酬等を審議する指名報酬委員会および内部統制に関する事項等を検証する監査コンプライアンス委員会を設置する。両委員会は、取締役会から委任を受けて、それぞれの所管事項について多面的・専門的に確認・検証を行い、その審議の結果を取締役会に報告する。
- (4) 取締役会は、法令等遵守に関する統括部署としてコンプライアンス事務統括部を設置する。統括部署は、コンプライアンスに関する規程等を整備し、当行の取締役および使用人等に対して、研修等を通じて周知徹底を図る。
- (5) 取締役会は、コンプライアンス態勢の実効性を高めるため、年度毎に具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を策定し、その進捗状況を管理する。
- (6) 取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、取締役会によって承認された年次監査計画に基づき、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を監査し、内部監査の状況を定期的にチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）、監査コンプライアンス委員会および取締役会に報告する。
- (7) 当行は、不正行為の早期発見と是正を図るため、当行の取締役および使用人等が法令および定款に違反する行為等を発見した場合に、専用窓口で直接通報することができる内部通報制度として、「あおぞらホットライン制度」を整備する。
- (8) 当行は、業務の適正を確保し、社会的責任を果たすため、反社会的勢力による被害を防止し、不当な介入を排除するとともに、資金提供の禁止をはじめとする、一切の取引関係を遮断するために必要な体制を整備する。
- (9) 当行は、お客さまの保護および利便性の向上を図るため、顧客説明管理、顧客サポート等管理、顧客情報管理、外部委託管理および利益相反管理に係る体制を整備する。
- (10) 当行は、内部者取引（インサイダー取引）および当行の役職員個人による取引先等情報を利用した不公正な取引等の未然防止のために必要な体制を整備する。

## 2.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営と業務執行の分離による効率性追求の観点から、業務に関する迅速な意思決定を行うため、取締役および業務執行役員の中から取締役ににより選任されたメンバーにより構成されるマネジメントコミッティーを設置し、権限を委任する。マネジメントコミッティーは、各種委員会を設置し、その権限を委任することができる。

## 3.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当行は、取締役会その他重要な経営諸会議の議事録等、取締役の職務執行に係る情報を、法令および文書管理に関する諸規程に基づき、適切に管理および保存する。

## 4.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当行は、リスク管理を経営上の重要課題と位置付け、業務上のリスクを統合的に把握、評価し、コントロールできる体制を整備する。
- (2) 取締役会は、マスターポリシー「統合的リスク管理」に基づき、業務において発生するリスクを、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナルリスクに分類し管理するとともに、リスクカテゴリー毎に基本方針等を定めた規程等を整備する。
- (3) 取締役会は、リスク毎に所管部署を定め、各リスクを的確に把握、評価しコントロールする。各リスク所管部署は、リスク管理の状況を定期的にマネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会および取締役会等に報告する。
- (4) 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性、適切性について監査し、その結果をチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）、監査コンプライアンス委員会および取締役会に報告する。
- (5) 当行は、「業務継続計画（BCP）」を策定し、災害やシステム障害等の緊急事態に備える。危機発生時には、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）が業務全般について責任を持って対応にあたる。

## 5.当行および当行子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会は、当行および当行子会社における業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、当行および当行子会社の経営管理態勢、コンプライアンス態勢およびリスク管理態勢に関する基本方針をマスターポリシー「グループ会社管理」に定める。
- (2) 当行は、当行子会社各社の独立性および主体性を尊重しつつ、当行および当行子会社一体での統合的な内部統制システムの構築に取り組み、業務の適正を確保する。また、法令等に抵触しない範囲で、「倫理・行動基準」をはじめとするポリシーおよびプロシーチャー等を当行子会社各社に周知徹底する。
- (3) 当行は、お客さまの利益を不当に害することのないよう利益相反管理体制を構築するほか、子会社等との取引にあたり、取引条件等がアームズ・レングス・ルールに抵触しないことを確保する体制を整備する。

(4) 当行は、当行および当行子会社の連結ベースでの財務報告の適正、信頼性を確保するため、プロシージャ「財務報告に係る内部統制」を策定し、財務報告に係る内部統制が適切に運用される体制を整備する。

(5) 当行の内部監査部門は、法令諸規則等に反しない範囲で、当行子会社各社の業務運営状況について監査を実施する。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当行は、監査役の職務を補助するために監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を適切に配置する。

#### 7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人の指揮命令権は、監査役に帰属する。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用人の面接および業績評価は、常勤監査役が行う。

(3) 監査役の職務を補助すべき使用人の異動、昇格、報酬および懲罰等にかかる決定については、常勤監査役の同意を要する。

#### 8. 取締役、その他使用人および子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、いつでも必要に応じて、直接当行および当行子会社の取締役、使用人等に対して報告を求めることができる（内部通報制度の運用状況や通報内容を含む）。

(2) 当行および当行子会社の取締役、使用人等は、当行および当行子会社における法令等の違反行為および著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した場合には、監査役に報告する。

#### 9. 監査役へ報告した者に対する不利な取扱いの禁止に関する事項

監査役への報告を行った取締役および使用人等は、当該報告を理由とする一切の不利な取り扱いを受けない。

#### 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役および使用人等は、監査役が毎年度作成する監査計画（予算を含む）等に基づく監査の実施に協力する。

(2) 監査役は、実効的な監査の実施のため必要に応じて、弁護士、公認会計士等の専門家から監査業務に関する助言を受けることができる。

(3) 監査役の職務執行にかかる諸費用（上記(2)に係る費用を含む。）については、当行が負担する。

## (業務の適正を確保する体制の運用状況の概要)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当行は、全役職員の行動規範となるマスターポリシー「倫理・行動基準」を策定するとともに、その他のコンプライアンス体制に係る規程を整備しております。当行の全役職員は、同基準に基づいた業務運営を行うことを確認の上、毎年「倫理・行動基準に関する年次コンプライアンス確認書」に署名しております。取締役会は、年度毎に「コンプライアンスプログラム」を策定し、その進捗状況を半期毎に検証しております。
- ・当行は、独立性にも配慮の上、複数の社外有識者を取締役として、株主総会において選任しております。当事業年度末における取締役会は、独立社外取締役4名を含む8名の取締役で構成されております。社外取締役が過半数を占める「指名報酬委員会」および社外取締役により構成される「監査コンプライアンス委員会」は、取締役会の委任を受けて、所管事項に関して多面的・専門的に確認・検証を行い、審議の結果を取締役会に報告することにより、代表取締役および業務執行役員に対する監督機能の補完ならびに牽制機能を果たしております。
- ・コンプライアンス事務統括部は、コンプライアンスに関する「役員研修」や「法令遵守責任者研修」等を実施するほか、e-ラーニングによる研修環境を整備し、原則として月次でコンプライアンスに関する研修を実施する等、新たな法令諸規則への対応や特に留意が必要な事項について広く周知しております。また、反社会的勢力との関係遮断を統括管理するとともに、重要情報の一元管理を柱とするインサイダー取引未然防止に取り組んでおります。
- ・顧客保護担当取締役やコンプライアンスガバナンス担当役員等をメンバーとする顧客保護委員会は、原則として毎月委員会を開催し、顧客保護等管理体制の検証を行っております。
- ・当行は、内部通報制度として「あおぞらホットライン制度」を設けて役職員に対して周知しているほか、コンプライアンス事務統括部長が電子メールで当行の役職員に異例事象の有無等を照会する「コンプラ・モニタリング制度」を設けております。
- ・監査部は、取締役会によって承認された年次監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を、月次でチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）およびマネジメントコミッティーに、半期毎に監査コンプライアンス委員会および取締役会に報告しております。

### 2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・業務執行役員の中から、取締役会により選任されたメンバー（代表取締役含む）で構成されるマネジメントコミッティーは、原則毎週開催しており、取締役会の定めた方針に基づき日々の業務執行における重要事項等の決定を行っております。なお、マネジメントコミッティーの下部組織として、専門的な業務知識、経験、判断力を有するメンバーで構成されるALM委員会、統合リスクコミッティー、クレジットコミッティー、投資委員会、CAPEX委員会および顧客保護委員会を設け、それぞれに権限委譲しております。

### 3.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当行は、取締役会、マネジメントコミッティー等の経営諸会議の議事録をはじめ決裁書類等の重要な書類について、法令および社内規程に基づき、保存年限等を定めて適切に管理し、保存しております。

### 4.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当行は、リスクカテゴリー毎に、ALM委員会、統合リスクコミッティー、クレジットコミッティー、投資委員会を設けて、リスクを把握、評価し、コントロールしております。また、リスク管理部門の統括責任者として、取締役執行役員の中からチーフ・リスク・オフィサー（CRO）を任命しております。
- ・取締役会は、管理すべきリスクの範囲と定義、リスクの特定と評価、モニタリングとコントロールなどを含めた各マスターポリシーを定めており、各リスク所管部署はその枠組みを踏まえて適切なリスク管理を実施しております。取締役会、監査コンプライアンス委員会およびマネジメントコミッティーは、各リスク所管部署によるリスク管理状況の報告を受け、各種リスクを的確に把握、評価しコントロールしております。
- ・監査部は、リスクベースで内部監査を実施することにより、リスク管理態勢の有効性、適切性についての検証結果を、月次でチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）およびマネジメントコミッティーに、半期毎に監査コンプライアンス委員会および取締役会に報告しております。
- ・当行は、業務継続計画（BCP）を策定するとともにその有効性について随時検証を行っております。また、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）を危機対策本部長とする休日参集訓練を初めとした様々な訓練・研修を行うことにより、危機管理意識の醸成と実効性の向上を図っております。

### 5.当行および当行子会社における業務の適正を確保するための体制

- ・当行は、経営管理態勢、コンプライアンス態勢およびリスク管理態勢に関するマスターポリシー「グループ会社管理」を定め、当行子会社を所管する担当役員および部署による経営統括管理ならびに各リスク所管部による個別リスク管理を実施するとともに、当行および当行子会社が遵守すべき事項等を具体的に定めた「アドバイザリーおよびガバナンス基本契約書」を締結する等により、経営管理の実効性確保に努めております。また、当行のチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）をはじめ、担当役員や連結子会社社長等をメンバーとする「グループ経営管理協議会」を設置し、当行および当行子会社の管理に係る事項の情報共有や協議を行っております。
- ・当行は、プロシージャー「利益相反管理ならびにアームズ・レングス・ルールの遵守」を定め、利益相反のおそれのある取引について適切な管理を行い、また、個別案件の取引条件等がアームズ・レングス・ルールに抵触しないよう管理しております。また、顧客保護担当取締役やコンプライアンスガバナンス担当役員等をメンバーとする顧客保護委員会は、利益相反の管理状況やアームズ・レングス・ルールの遵守状況を半期毎に検証しております。

- ・当行は、財務報告の適正、信頼性を確保するため、プロシーチャー「財務報告に係る内部統制」に基づき、内部統制体制を整備し、運用しております。また、年次で財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、内部統制報告書を開示しております。
- ・監査部は、マスターポリシー「内部監査」およびプロシーチャー「グループ会社の監督およびガバナンス」に基づき、当行および当行子会社に対して内部監査を実施しております。

#### 6. 監査役の監査の実効性を確保するための体制

- ・監査役の職務を補助し監査役会の運営をサポートするため監査役室を設置し、専任の監査役室長他を配置することで、監査役および監査役会の指揮のもと、監査役監査の補佐と監査役会の事務局機能に当たらせております。
- ・監査役室および監査役室長に対する日常的な指揮命令権や報告義務先は常勤監査役としており、監査役室長や他のスタッフ等の人事・業績評価等についても常勤監査役（および必要により監査役会）と協議のうえ同意を得て決定しております。
- ・全ての取締役・使用人等（子会社を含む）は、特に法令上の制約がない限り、監査役および監査役会に対して、経営・業務に関する重要な事項（内部監査結果や内部通報等を含む）およびその他監査役が必要と認めた事項について直接報告しており、報告したことをもって何らの不利益な取扱いも行っておりません。
- ・監査役および監査役会が、監査業務の一環として使用した諸費用については、実効的かつ専門的な監査の観点から必要と判断して使用した弁護士等外部専門家の費用を含め、当行において負担しております。

### 9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

### 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

### 11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

(剰余金の配当及び自己株式の取得等に関する方針)

当行は、機動的な資本政策を実現するため、会社法第459条第1項の規定に基づき、同項各号に定める事項を取締役会の決議によって定める旨、定款に規定しております。

当行は、業績に応じた配当支払いにて株主還元を実施することを原則といたしております。普通株式に対する配当性向は、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の50%を基本方針とし、引き続き四半期ベースの配当支払いを実施いたしております。

なお、自己株式の取得等に関する取締役会による権限の行使にあたっては、継続的な企業価値の向上及び適正な株主還元の観点から、収益動向等の経営成績や将来見通しに加え、資本政策等を総合的に判断した上で、実施してまいりたいと存じます。

## (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目              | 金 額       |
|---------------|-----------|------------------|-----------|
| (資 産 の 部)     |           | (負 債 の 部)        |           |
| 現 金 預 け 金     | 546,258   | 預 金              | 2,710,531 |
| コールローン及び買入手形  | 56        | 譲 渡 性 預 金        | 221,600   |
| 債券貸借取引支払保証金   | 67,895    | 債 券              | 219,465   |
| 買 入 金 銭 債 権   | 34,856    | コールマネー及び売渡手形     | 90,268    |
| 特 定 取 引 資 産   | 337,373   | 債券貸借取引受入担保金      | 263,521   |
| 金 銭 の 信 託     | 26,325    | 特 定 取 引 負 債      | 269,869   |
| 有 価 証 券       | 923,526   | 借 用 金            | 208,048   |
| 貸 出 金         | 2,511,622 | 社 債              | 40,000    |
| 外 国 為 替       | 24,221    | そ の 他 負 債        | 119,562   |
| そ の 他 資 産     | 96,312    | 賞 与 引 当 金        | 3,188     |
| 有 形 固 定 資 産   | 21,918    | 役 員 賞 与 引 当 金    | 76        |
| 建 物           | 10,613    | 退職給付に係る負債        | 8,961     |
| 土 地           | 9,235     | 役員退職慰労引当金        | 2         |
| リ ー ス 資 産     | 479       | オフバランス取引信用リスク引当金 | 1,394     |
| 建 設 仮 勘 定     | 45        | 偶 発 損 失 引 当 金    | 409       |
| その他の有形固定資産    | 1,544     | 特 別 法 上 の 引 当 金  | 7         |
| 無 形 固 定 資 産   | 11,257    | 支 払 承 諾          | 30,514    |
| ソ フ ト ウ ェ ア   | 11,187    | 負 債 の 部 合 計      | 4,187,422 |
| その他の無形固定資産    | 69        | (純 資 産 の 部)      |           |
| 債 券 繰 延 資 産   | 118       | 資 本 金            | 100,000   |
| 退職給付に係る資産     | 951       | 資 本 剰 余 金        | 87,313    |
| 繰 延 税 金 資 産   | 21,573    | 利 益 剰 余 金        | 199,785   |
| 支 払 承 諾 見 返   | 30,514    | 自 己 株 式          | △3,388    |
| 貸 倒 引 当 金     | △61,384   | 株 主 資 本 合 計      | 383,710   |
| 投 資 損 失 引 当 金 | △476      | その他有価証券評価差額金     | 16,258    |
| 資 産 の 部 合 計   | 4,592,921 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益    | 4,438     |
|               |           | 為 替 換 算 調 整 勘 定  | △3        |
|               |           | 退職給付に係る調整累計額     | 139       |
|               |           | その他の包括利益累計額合計    | 20,833    |
|               |           | 新 株 予 約 権        | 182       |
|               |           | 非 支 配 株 主 持 分    | 772       |
|               |           | 純 資 産 の 部 合 計    | 405,498   |
|               |           | 負債及び純資産の部合計      | 4,592,921 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

(平成27年 4 月 1 日から)  
(平成28年 3 月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目                                   | 金 額    |         |
|---------------------------------------|--------|---------|
| 経 常 収 益                               |        | 124,054 |
| 資 金 運 用 収 益                           | 65,223 |         |
| 貸 出 金 利 息                             | 43,413 |         |
| 有 価 証 券 利 息 配 当 金                     | 20,058 |         |
| コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息       | 23     |         |
| 債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息                   | 8      |         |
| 預 け 金 利 息                             | 131    |         |
| そ の 他 の 受 入 利 息                       | 1,586  |         |
| 役 務 取 引 等 収 益                         | 12,512 |         |
| 特 定 取 引 収 益                           | 12,907 |         |
| そ の 他 業 務 収 益                         | 25,472 |         |
| そ の 他 経 常 収 益                         | 7,939  |         |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益                       | 1,321  |         |
| 償 却 債 権 取 立 益                         | 3,393  |         |
| オ フ バ ラ ン ス 取 引 信 用 リ ス ク 引 当 金 戻 入 益 | 341    |         |
| そ の 他 の 経 常 収 益                       | 2,883  |         |
| 経 常 費 用                               |        | 68,333  |
| 資 金 調 達 費 用                           | 15,418 |         |
| 預 金 利 息                               | 8,031  |         |
| 譲 渡 性 預 金 利 息                         | 310    |         |
| 債 券 利 息                               | 603    |         |
| コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息       | 483    |         |
| 債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息                   | 938    |         |
| 借 用 金 利 息                             | 896    |         |
| 社 債 利 息                               | 21     |         |
| そ の 他 の 支 払 利 息                       | 4,133  |         |
| 役 務 取 引 等 費 用                         | 1,048  |         |
| 特 定 取 引 費 用                           | 698    |         |
| そ の 他 業 務 費 用                         | 7,545  |         |
| 営 業 経 常 費 用                           | 41,140 |         |
| そ の 他 の 経 常 費 用                       | 2,481  |         |
| 経 常 利 益                               |        | 55,721  |
| 特 別 損 失                               |        | 4       |
| 固 定 資 産 処 分 損                         | 3      |         |
| 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額           | 0      |         |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益                 |        | 55,716  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税               | 1,257  |         |
| 法 人 税 等 調 整 額                         | 10,946 |         |
| 法 人 税 等 合 計                           |        | 12,204  |
| 当 期 純 利 益                             |        | 43,512  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益          |        | 13      |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益          |        | 43,499  |

(平成27年 4 月 1 日から)  
(平成28年 3 月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |           |           |          |             |
|---------------------|---------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高           | 100,000 | 289,676   | 235,035   | △99,333  | 525,377     |
| 当 期 変 動 額           |         |           |           |          |             |
| 剰余金（その他資本剰余金）の配当    |         | △20,490   |           |          | △20,490     |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |           | △21,245   |          | △21,245     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |           | 43,499    |          | 43,499      |
| 自 己 株 式 の 取 得       |         |           |           | △143,430 | △143,430    |
| 自 己 株 式 の 消 却       |         | △239,375  |           | 239,375  | -           |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替    |         | 57,502    | △57,502   |          | -           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |           |           |          |             |
| 当 期 変 動 額 合 計       | -       | △202,362  | △35,249   | 95,945   | △141,667    |
| 当 期 末 残 高           | 100,000 | 87,313    | 199,785   | △3,388   | 383,710     |

|                     | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |               |                 |                         |                           | 新株予約権 | 非支配株主分 | 純資産合計    |
|---------------------|-------------------------|---------------|-----------------|-------------------------|---------------------------|-------|--------|----------|
|                     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |       |        |          |
| 当 期 首 残 高           | 34,931                  | △145          | 1,209           | 5,191                   | 41,187                    | 81    | 767    | 567,414  |
| 当 期 変 動 額           |                         |               |                 |                         |                           |       |        |          |
| 剰余金（その他資本剰余金）の配当    |                         |               |                 |                         |                           |       |        | △20,490  |
| 剰 余 金 の 配 当         |                         |               |                 |                         |                           |       |        | △21,245  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                         |               |                 |                         |                           |       |        | 43,499   |
| 自 己 株 式 の 取 得       |                         |               |                 |                         |                           |       |        | △143,430 |
| 自 己 株 式 の 消 却       |                         |               |                 |                         |                           |       |        | -        |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替    |                         |               |                 |                         |                           |       |        | -        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △18,672                 | 4,583         | △1,212          | △5,052                  | △20,353                   | 100   | 4      | △20,248  |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △18,672                 | 4,583         | △1,212          | △5,052                  | △20,353                   | 100   | 4      | △161,915 |
| 当 期 末 残 高           | 16,258                  | 4,438         | △3              | 139                     | 20,833                    | 182   | 772    | 405,498  |

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類 等

監 査 報 告 書

# 第83期末（平成28年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目                     |       | 金 額       | 科 目                             |  | 金 額       |
|-------------------------|-------|-----------|---------------------------------|--|-----------|
| (資 産 の 部)               |       |           | (負 債 の 部)                       |  |           |
| 現 金                     | 預 け 金 | 525,867   | 預 金                             |  | 2,723,774 |
| 現 預 金                   | け 金   | 9,629     | 当 座 預 金                         |  | 20,557    |
| コ ー ル 一 口 払 保 証 金       |       | 516,237   | 普 通 預 金                         |  | 380,428   |
| 債 券 貸 借 取 引 支 払 債 権     |       | 56        | 通 知 預 金                         |  | 4,960     |
| 買 入 金 取 引 債 権           |       | 67,895    | 定 期 預 金                         |  | 2,300,654 |
| 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品 |       | 6,716     | そ の 他 の 預 金                     |  | 17,174    |
| 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品 |       | 337,373   | 譲 渡 性 預 金                       |  | 221,600   |
| 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品 |       | 360       | 債 券 発 行 高                       |  | 219,465   |
| 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品 |       | 15,050    | コ ー ル マ ネ ー                     |  | 219,465   |
| 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品 |       | 255       | 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金           |  | 90,268    |
| 特 定 金 融 派 生 商 品         |       | 321,707   | 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品         |  | 263,521   |
| 金 有 価 証 信 託 債 権         |       | 4,505     | 特 定 金 融 派 生 商 品                 |  | 269,869   |
| 国 地 方 債 権               |       | 987,411   | 借 入 金                           |  | 295       |
| 社 株 所 の 他 の 証 券         |       | 28,024    | 借 入 金                           |  | 269,574   |
| 貸 出 手 賃 貸 付 越 替 け 産 用 益 |       | 15,140    | 賞 与 引 当 金                       |  | 206,320   |
| 割 引 形 書 座 為 預 け 産 用 益   |       | 32,147    | 役 員 賞 与 引 当 金                   |  | 40,000    |
| 外 国 他 店 預 け 産 用 益       |       | 54,654    | 退 職 給 付 引 当 金                   |  | 114,084   |
| そ の 他 の 資 産             |       | 857,445   | オ フ バ ラ ン ス 取 引 借 用 リ ス ク 引 当 金 |  | 682       |
| 前 未 払 収 入 金 勘 定         |       | 2,515,868 | 支 払 承 諾                         |  | 10,014    |
| 先 物 取 引 差 金 勘 定         |       | 28        | 負 債 の 部 合 計                     |  | 331       |
| 金 融 派 生 商 品             |       | 29,350    | (純 資 産 の 部)                     |  | 13        |
| 金 融 商 品 等 差 入 担 保 金     |       | 2,309,190 | 資 本 本 剰 余 金                     |  | 14,764    |
| 社 債 発 行 費 用             |       | 177,298   | 資 本 準 備 金                       |  | 66,105    |
| そ の 他 の 資 産             |       | 24,221    | 利 益 剰 余 金                       |  | 499       |
| 有 形 固 定 資 産             |       | 96,120    | 利 益 準 備 金                       |  | 1,956     |
| 建 設 仮 勘 定 資 産           |       | 572       | そ の 他 の 利 益 剰 余 金               |  | 19,717    |
| 土 地 建 設 仮 勘 定 資 産       |       | 8,307     | 自 己 株 主 資 本 合 計                 |  | 3,082     |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産     |       | 1,371     | そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金       |  | 70        |
| 無 形 固 定 資 産             |       | 24,192    | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益                   |  | 8,110     |
| ソ フ ト ウ ェ ア             |       | 41,364    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計             |  | 1,399     |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産     |       | 111       | 新 株 予 約 権                       |  | 30,389    |
| 債 券 延 行 費 用             |       | 20,200    | 純 資 産 の 部 合 計                   |  | 4,191,956 |
| 繰 延 税 金 資 産             |       | 21,759    | 資 本 本 剰 余 金                     |  | 100,000   |
| 支 払 承 諾 当 金             |       | 10,550    | 資 本 準 備 金                       |  | 87,313    |
| 投 資 損 失 引 当 金           |       | 9,235     | 利 益 剰 余 金                       |  | 87,313    |
| 資 産 の 部 合 計             |       | 4,589,699 | 利 益 準 備 金                       |  | 193,112   |
|                         |       |           | そ の 他 の 利 益 剰 余 金               |  | 12,686    |
|                         |       |           | 繰 越 利 益 剰 余 金                   |  | 180,425   |
|                         |       |           | 自 己 株 主 資 本 合 計                 |  | 180,425   |
|                         |       |           | そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金       |  | △3,388    |
|                         |       |           | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益                   |  | 377,037   |
|                         |       |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計             |  | 16,084    |
|                         |       |           | 新 株 予 約 権                       |  | 4,438     |
|                         |       |           | 純 資 産 の 部 合 計                   |  | 20,523    |
|                         |       |           | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計           |  | 182       |
|                         |       |           |                                 |  | 397,742   |
|                         |       |           |                                 |  | 4,589,699 |

第83期 (平成27年 4 月 1 日から  
平成28年 3 月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

| 科 目         |        | 金 額     |
|-------------|--------|---------|
| 経 資         | 金 益    | 118,975 |
| 貸 有 金 債 預 金 | 63,200 |         |
| 受 入 利 息     | 41,520 |         |
| 受 入 利 息     | 19,958 |         |
| 受 入 利 息     | 23     |         |
| 受 入 利 息     | 8      |         |
| 受 入 利 息     | 102    |         |
| 受 入 利 息     | 266    |         |
| 受 入 利 息     | 1,319  |         |
| 受 入 利 息     | 12,942 |         |
| 受 入 利 息     | 200    |         |
| 受 入 利 息     | 12,742 |         |
| 受 入 利 息     | 10,452 |         |
| 受 入 利 息     | 352    |         |
| 受 入 利 息     | 10,099 |         |
| 受 入 利 息     | 24,684 |         |
| 受 入 利 息     | 10,153 |         |
| 受 入 利 息     | 14,530 |         |
| 受 入 利 息     | 7,696  |         |
| 受 入 利 息     | 1,234  |         |
| 受 入 利 息     | 2,935  |         |
| 受 入 利 息     | 292    |         |
| 受 入 利 息     | 1,319  |         |
| 受 入 利 息     | 117    |         |
| 受 入 利 息     | 1,796  |         |
| 受 入 利 息     | 64,515 |         |
| 受 入 利 息     | 15,359 |         |
| 受 入 利 息     | 8,032  |         |
| 受 入 利 息     | 310    |         |
| 受 入 利 息     | 603    |         |
| 受 入 利 息     | 483    |         |
| 受 入 利 息     | 938    |         |
| 受 入 利 息     | 836    |         |
| 受 入 利 息     | 21     |         |
| 受 入 利 息     | 4,095  |         |
| 受 入 利 息     | 37     |         |
| 受 入 利 息     | 1,399  |         |
| 受 入 利 息     | 107    |         |
| 受 入 利 息     | 1,292  |         |
| 受 入 利 息     | 698    |         |
| 受 入 利 息     | 698    |         |
| 受 入 利 息     | 7,714  |         |
| 受 入 利 息     | 3,285  |         |
| 受 入 利 息     | 1,491  |         |
| 受 入 利 息     | 528    |         |
| 受 入 利 息     | 6      |         |
| 受 入 利 息     | 73     |         |
| 受 入 利 息     | 23     |         |
| 受 入 利 息     | 100    |         |
| 受 入 利 息     | 2,206  |         |
| 受 入 利 息     | 37,607 |         |
| 受 入 利 息     | 1,736  |         |
| 受 入 利 息     | 369    |         |
| 受 入 利 息     | 1,366  |         |
| 受 入 利 息     | 54,460 |         |
| 受 入 利 息     | 3      |         |
| 受 入 利 息     | 54,456 |         |
| 受 入 利 息     | 894    |         |
| 受 入 利 息     | 10,930 |         |
| 受 入 利 息     | 11,824 |         |
| 受 入 利 息     | 42,631 |         |

# 第83期（平成27年 4 月 1 日から）株主資本等変動計算書 （平成28年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                                 |              |          |            |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|---------------------------------|--------------|----------|------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                                 |              | 自己株式     | 株主資本計<br>合 |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益<br>剰 余 金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |          |            |
| 当 期 首 残 高               | 100,000 | 87,313    | 202,362        | 289,676      | 12,686    | 216,542                         | 229,228      | △99,333  | 519,571    |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |           |                                 |              |          |            |
| 剰余金（その他資本剰余金）の配当        |         |           | △20,490        | △20,490      |           |                                 |              |          | △20,490    |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |                |              |           | △21,245                         | △21,245      |          | △21,245    |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                |              |           | 42,631                          | 42,631       |          | 42,631     |
| 自己株式の取得                 |         |           |                |              |           |                                 |              | △143,430 | △143,430   |
| 自己株式の消却                 |         |           | △239,375       | △239,375     |           |                                 |              | 239,375  | －          |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替        |         |           | 57,502         | 57,502       |           | △57,502                         | △57,502      |          | －          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |                |              |           |                                 |              |          |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －         | △202,362       | △202,362     | －         | △36,116                         | △36,116      | 95,945   | △142,534   |
| 当 期 末 残 高               | 100,000 | 87,313    | －              | 87,313       | 12,686    | 180,425                         | 193,112      | △3,388   | 377,037    |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |              |                | 新株予約権 | 純資産合計    |
|-------------------------|------------------|--------------|----------------|-------|----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |          |
| 当 期 首 残 高               | 34,758           | △145         | 34,612         | 81    | 554,266  |
| 当 期 変 動 額               |                  |              |                |       |          |
| 剰余金（その他資本剰余金）の配当        |                  |              |                |       | △20,490  |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |              |                |       | △21,245  |
| 当 期 純 利 益               |                  |              |                |       | 42,631   |
| 自己株式の取得                 |                  |              |                |       | △143,430 |
| 自己株式の消却                 |                  |              |                |       | －        |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替        |                  |              |                |       | －        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △18,673          | 4,583        | △14,089        | 100   | △13,989  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △18,673          | 4,583        | △14,089        | 100   | △156,523 |
| 当 期 末 残 高               | 16,084           | 4,438        | 20,523         | 182   | 397,742  |

連結計算書類に係る会計監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 あおぞら銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 弥永 めぐみ 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平木 達也 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社あおぞら銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あおぞら銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告書（謄本）

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 あおぞら銀行  
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐藤嘉雄 | 印 |
|--------------------|-------|------|---|

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 弥永めぐみ | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 平木達也 | 印 |
|--------------------|-------|------|---|

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あおぞら銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等及び有限責任監査法人トーマツから開示すべき重要な不備となるものはない旨の報告を受けております。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月26日

|         |               |         |
|---------|---------------|---------|
| 株 式 会 社 | あ お ぞ ら 銀 行   | 監 査 役 会 |
| 常 勤     | 監 査 役 藤 平 進   | 一 ⑧     |
| 監 査 役   | （社外監査役） 田 知 本 | 章 ⑧     |
| 監 査 役   | （社外監査役） 萩 原 清 | 人 ⑧     |

以 上

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類 等

監 査 報 告 書

## This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 定時株主総会会場のご案内

【会 場】ホテルグランドパレス 2階 ダイヤモンドルーム

東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号

電話 (03) 3264-1111 (ホテル代表番号)

【交 通】九段下駅

地下鉄 東西線 (7番出口) 徒歩1分

半蔵門線、都営新宿線 (3a番出口) 徒歩3分

